(3) 教職開発専攻(教職大学院)

教職開発プログラム

修了に必要な単位数を 49 単位以上とし、以下のとおり、単位を修得すること。 修了要件

| 科目区分 | | 要修得単 | 指定科目等 | |
|--------------|-----------------|-------------|--|--|
| | | 位数 | 18/211 8 4 | |
| 大学院共通 | 持続可能な発展科目 | 1 単位 | | |
| | | 以上 | | |
| 科目 | キャリア開発・データリ | 1 単位 | | |
| | テラシー科目 | 以上 | | |
| 研究科共通和 | 斗目 | 2 単位 | | |
| 7772117 (101 | | 以上 | | |
| | 教育課程の編成・実施 | 2 単位 | これらの区分を総合して 20 単位以上 | |
| | 教科等の実践的な指導 | 2 単位 | 学校マネジメントコースは、これまでの教職経験 | |
| | 方法 | 以上 | 及び研修歴等の実績を審査したうえで、20単位 | |
| | 生徒指導・教育相談 | 2 単位 | のうち6単位まで、以下に示す領域の単位に替え | |
| | 工化相等一教育和飲 | 以上 | て,コース選択科目の必要な単位数を超えて修得 | |
| | 学校経営・学級経営 | 2 単位 | した単位を充てることができる。 | |
| | 于仅胜百 于 放性百 | 以上 | 「教科等の実践的な指導方法」4単位まで。 | |
| | 学校教育と教員のあり 方 | 2 単位 以上 | 「生徒指導・教育相談」2単位まで。 | |
| | | | 「学校経営・学級経営」においては、「学級経営」 | |
| | 市北以收到口 | 4 光片 | の理論と実践」。 | |
| プログラム | 専攻必修科目 | 4 単位 | | |
| 専門科目 | コース選択科目 | 11 単位 以上 | <学校マネジメントコース> | |
| | | | 学校マネジメントコース選択科目から 11 単位以 | |
| | | | 上修得すること。ただし、教育実践開発コース選 | |
| | | | 択科目から4単位まで含めることができる。 | |
| | | | <教育実践開発コース> | |
| | | | 教育実践開発コース選択科目から 11 単位以上修得すること。ただし、学校マネジメントコース選 | |
| | | | | |
| | | | 択科目から4単位まで含めることができる。 | |
| | 学校における実習科目 | 10 単位 | <子校マネンメントコース> 学校マネジメントコース:10 単位 | |
| | | | 子校マイジメントコース: 10 単位 <教育実践開発コース> | |
| | | | 〜教育美践開発コースン 教育実践開発コース:10 単位 | |
| | | 49 単位 | 秋月大成開光 - 八、10 平位 | |
| 合計 | | 以上 | | |
| | | | | |

(4) 実務法学専攻(法科大学院)

実務法学プログラム

修了に必要な単位数を 103 単位以上とし、以下のとおり、単位を修得すること。 修了要件

| 科目区分 | | 要修得単 位数 | 指定科目等 |
|---------|-----------------------|------------|-------------------------|
| 大学院共通 | 持続可能な発展科目 | 1 単位 以上 | |
| 科目 | キャリア開発・データリ テラシー科目 | 1 単位 以上 | |
| 研究科共通科目 | | 2 単位 | 「必修」 人間社会科学特別講義:2 単位 |
| プログラム | 法律基本科目群 | 61 単位 | 「必修」:59 単位 |

| 専門科目 | | 以上 | 「選択必修」 刑法演習1:1単位 刑法演習2:1単位 から1科目 重点演習(公法1):1単位 重点演習(公法2):1単位 重点演習(民事法1):1単位 重点演習(民事法2):1単位 重点演習(民事法3):1単位 重点演習(刑事法1):1単位 重点演習(刑事法2):1単位 重点演習(刑事法3):1単位 重点演習(刑事法3):1単位 重点演習(刑事法3):1単位 重点演習(刑事法3):1単位 重点演習(刑事法3):1単位 重点演習(刑事法4):1単位 重点演習(刑事法4):1単位 重点演習(民事法理論研究):1単位 重点演習(民事法理論研究):1単位 重点演習(刑事法理論研究):1単位 から1科目 |
|------|------------|--------------|--|
| | 実務基礎科目群 | 10 単位 以上 | 法曹倫理1:2単位 法文書作成:2単位 民事訴訟実務基礎1:1単位 民事訴訟実務基礎2:1単位 刑事訴訟実務基礎:2単位 模擬裁判:1単位 「選択必修」 リーガル・クリニック:1単位 エクスターンシップ:1単位 から1科目 |
| | 基礎法学・隣接科目群 | 4 単位 以上 | |
| | 展開・先端科目群 | 12 単位 以上 | |
| | 科目群指定なし | 12 単位 以上 | 実務基礎科目群 基礎法学・隣接科目群 展開・先端科目群 から 5 単位以上 |
| 合計 | | 103 単位 以上 | |

4 早期修了

本研究科では早期修了を博士課程前期及び博士課程後期に導入する。当該課程に1年以上在学し、研究科教授会が優れた研究業績を上げたと認める者について認定する。 専門職学位課程では、早期修了を導入しない。

5 修了までのスケジュール及び履修モデル

(1) 修了までのスケジュール

資料4を参照

(2) 履修モデル

資料5を参照

6 学位論文審査体制, 学位論文の公表方法

(1) 修士学位

人間社会科学研究科博士課程前期では、ディプロマ・ポリシーに示す能力を身に付け、所定の単位数を修得し、修士論文若しくは特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験又は博士論文研究基礎力審査に合格した学生に、研究テーマ及び専門領域に応じて「修士(文学)、修士(法学)、修士(経済学)、修士(経営学)、修士(マネジメント)、修士(教育学)、修士(心理学)、修士(教育心理学)、修士(国際協力学)、修士(学術)」のいずれかの学位を授与する。

- ① 指導体制:主指導教員に加えて、研究内容に応じて主指導教員とは専門の異なる教員を含む2人以上の副指導教員で指導教員グループを構成する。
- ② 中間発表:修士論文若しくは課題研究について,研究計画に関する発表を公開で行う。
- ③ 成果発表:学位プログラムごとに設定する基準を満たした学生に対して,修士論文若しくは課題研究の成果に関する発表を公開で行う。指導グループはその内容等に基づき,修士論文若しくは課題研究報告の提出の可否を判断する。
- ④ 修士論文若しくは課題研究報告が提出された場合,主査1人と2人以上の副査で構成する審査委員会を設置する。主査及び副査は教授会で選出する。副査のうち1人以上は他プログラム,他専攻,又は他研究科の教員とし,他大学や研究機関及び企業等の研究者等を副査とすることも可とする。
- ⑤ 最終試験又は博士論文研究基礎力審査:審査委員会による最終試験又は博士論 文研究基礎力審査を実施する。専門分野及び周辺分野の理解度や研究遂行能力及 び提出された論文若しくは報告の内容に関する口頭試問を行う。

学位授与の判定基準及び学位論文の評価基準は、「学位授与の判定基準及び学位論文 の評価基準(資料6)」を参照

(2) 博士学位

人間社会科学研究科博士課程後期では、ディプロマ・ポリシーに示す能力を身に付け、所定の単位数を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格した学生に、研究テーマ及び専門領域に応じて「博士(文学)、博士(法学)、博士(経済学)、博士(経済学)、博士(経済学)、博士(本学学)、博士(本学学)、博士(教育心理学)、博士(国際協力学)、博士(学術)」のいずれかの学位を授与する。

- ① 指導体制:主指導教員に加えて、研究内容に応じて主指導教員とは専門の異なる教員を含む2人以上の副指導教員で指導教員グループを構成する。
- ② 中間発表:博士論文について、研究計画に関する発表を公開で行う。
- ③ 成果発表:学位プログラムごとに設定する基準を満たした学生に対して、博士

論文の成果に関する発表を公開で行う。指導グループはその内容等に基づき、博士論文の提出の可否を判断する。

- ④ 博士論文が提出された場合,主査1人と2人以上の副査で構成する審査委員会を設置する。主査及び副査は教授会で選出する。副査のうち1人以上は他プログラム,他専攻,又は他研究科の教員とし,他大学や研究機関及び企業等の研究者等を副査とすることも可とする。
- ⑤ 最終試験:審査委員会による最終試験を実施する。専門分野及び周辺分野の理解度や研究遂行能力及び提出された論文の内容に関する口頭試問を行う。

学位授与の判定基準及び学位論文の評価基準は、「学位授与の判定基準及び学位論文の評価基準(資料6)」を参照

7 博士論文研究基礎力審査

博士論文研究基礎力審査については、文部科学省の「博士課程教育リーディングプログラム」に採択された2つの「博士課程リーダー育成プログラム」である「放射線災害復興を推進するフェニックスリーダー育成プログラム」(2011年度採択)と「たおやかで平和な共生社会創生プログラム」(2013年度採択)の所属学生を対象に実施する。

審査方法等については、「博士論文研究基礎力審査(資料7)」を参照

8 研究の倫理審査体制

本学の研究者の倫理については、「広島大学科学者等の行動規範」(平成 19 年 3 月 13 日)を策定し、科学研究に携わる者に対して基本的な考え方を提示し、その趣旨に沿って誠実に行動することを求めている。これに加えて、平成 26 年 8 月 26 日の文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の大臣決定を受けて、新ガイドラインに沿って全面的に見直した「広島大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則」(平成 27 年 4 月 28 日規則第 98 号)を制定し、研究担当理事を総括責任者として、研究活動に携わる職員・学生等の公正な研究活動を推進している。

また、この規則の下に、「広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則」(平成27年6月17日理事(研究担当)決裁)及び「広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則の運用について」(平成27年6月17日理事(研究担当)決裁)を定め、研究活動に携わる職員・学生等の研究倫理教育の受講を必須として、対象者ごとの研究倫理教育の内容及び受講すべき教材のモデル等を示している。研究活動に携わる職員は、総括責任者が研究倫理教育として実施する講習会の受講または公正研究推進協会や日本学術振興会のe-learningプログラムの受講を必須としている。学生の研究倫理教育は、標準プログラムを導入しており、大学院生については、1年次の「研究倫理教育(大学院生Basic)」の受講、その後、論文作成開始前までに、「研究倫理教育(大学院 advanced(M)、(D))」の受講を義務付けている。「研究倫理教

育(大学院生 Basic)」は本学が作成した研究倫理の基本的な事項を収録した DVD を用いた講義形式で実施し、「研究倫理教育(大学院 advanced(M)、(D))」は、日本学術振興会の研究倫理教育教材「科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得一」を用い、オーサーシップや著作権など研究成果の発表に特化して、研究室単位で教員と学生の討論形式により実施している。さらに、学位論文提出時に、論文提出と併せて「博士の学位論文の提出及び公表に係る確認書(申請書)」または「修士の学位論文の提出に係る確認書」を提出させ、所定の研究倫理教育を受講し必要な事項を理解していること、研究上の不正行為を行っていないこと及び著作権の侵害行為を行っていないこととのいて、学生及び指導教員に確認している。

公的研究費等の不正使用防止については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改訂)を踏まえ「広島大学における研究費等の不正使用の防止等に関する規則」(平成19年10月15日規則第167号)を制定し、理事(財務・総務担当)を統括管理責任者として、公的研究費等の適正な執行を推進している。また、「広島大学における研究費等の不正使用防止計画(第五次行動計画)」を策定し、研究費等の不正使用防止に向けた取組を着実に実施している。

これらの研究活動上の研究者倫理の向上及び研究費等の不正使用の防止等に関する取組の相互連携を図るために研究不正防止対策推進室を学長のもとに設置し、本学における取組を統括している。

また、産学官連携活動(臨床研究に係る産学官連携活動を含む)において留意すべき利益相反リスクについては、職員から提出される自己申告書によってマネジメントを行っており、本学に利益相反委員会及び臨床研究利益相反管理委員会を置き、利益相反管理に必要な事項に対応している。

修士論文の審査委員会は、指導教員並びに教授会が承認した教員2人以上をもって編成する。博士論文の審査委員会は、教授会で選出した教員3人以上をもって編成する。審査委員は提出論文が当該分野の研究倫理に即したものになっているかを含めて事前に論文内容を確認する。

研究の倫理審査に関する概要及び規定については、「研究の倫理審査に関する概要及 び規定(資料8)」を参照

9 教職大学院について

本専攻の修了要件は、2年以上在学し、大学院共通科目2単位以上、研究科共通科目2単位以上、共通科目を20単位以上、コース選択科目を11単位以上、コース必修科目を4単位、学校における実習科目を10単位の合計49単位以上とし、修了要件を満たした者については、専攻会議、研究科教育部会で審議のうえ、研究科教授会において修了を認める。なお、授業時間以外での課題等の学習及び日々の課題研究の時間を確保することを考慮すると、1日に2科目程度が適当であり、年間の履修登録単位数の上限は40単位(実習単位は除く。)とする。

各コースの履修単位の詳細は、次のとおりである。

(1) 学校マネジメントコース

共通科目の要修得単位は、20単位以上である。なお、現職教員である本コースの学生は、専門分野の学習をより深めるため〈教育課程の編成・実施〉〈教科等の実践的な指導方法〉〈生徒指導・教育相談〉〈学校経営・学級経営〉〈学校教育と教員のあり方〉の5領域から各2単位以上を修得するが、これまでの教職経験及び研修歴等の実績を審査したうえで、20単位のうち6単位までは、以下に示す領域の単位に替えて、コース選択科目の必要な単位数(11単位)を超えて修得した単位を充てることができる。

「教科等の実践的な指導方法に関する領域」においては、4単位まで。

「生徒指導・教育相談に関する領域」においては、2単位まで。

「学校経営・学級経営に関する領域」においては、「学級経営の理論と実践」の2単位。

コース選択科目は、11 単位以上を修得する。なお、個々の学生のニーズに応じて、教育実践開発コースのコース選択科目も本コース選択科目の必要な単位として履修できるが、コース選択科目の全修得単位のうち、教育実践開発コースの選択科目の単位は4割を超えないこととする。

専攻必修科目は、4単位を修得する。 学校における実習科目は、所属するコースの 実習科目 10 単位を修得する。

(2) 教育実践開発コース

共通科目は、〈教育課程の編成・実施〉〈教科等の実践的な指導方法〉〈生徒指導・教育相談〉〈学級経営・学校経営〉〈学校教育と教員のあり方〉の5領域から各2単位以上の計20単位以上を修得する。コース選択科目は、11単位以上を修得する。なお、学校マネジメントコースの選択科目4単位までをコース選択科目の必要単位に含めることができる。コース必修科目は、4単位を修得する。学校における実習科目は、所属するコースの実習科目10単位を修得する。

履修方法については次のとおりである。

アクションリサーチ型の探究を教育課程の軸とし、それを「必修科目」である「アクションリサーチ・セミナー」と「共通科目」「選択科目」や「学校における実習科目」である「アクションリサーチ実地研究」とを関連づけながら行う形態で教職大学院における理論と実践を往還する学びをより確かなものとする。各自のテーマに基づいて設定された指導教員のもと4期2年間にわたる「アクションリサーチ・セミナーI・II・III・IV」を履修し、最終的なまとめとして「課題研究報告書」を作成するとともにその成果を発表する。また、主指導教員及び複数の副指導教員からなる審査委員会により「課題研究報告書」の審査を行う。

授業科目の単位認定は、試験又は研究報告により評価し認定する。成績評価は、秀 (90 点以上)、優 (80 点以上 89 点以下)、良 (70 点以上 79 点以下)、可 (60 点以上 69 点以下)、及び不可 (59 点以下)の 5 段階とし、秀、優、良及び可を合格とし、不

可を不合格とする。

学部卒学生と現職教員学生とが共に学び合う場を設定するとともに、研究者教員と 実務家教員によるティーム・ティーチングを採用する。異なる価値観をもつ学生同士・ 研究者教員・実務家教員との対話・協働による、教育実践における課題の発見と解決 に向けた創造的な学びを実現するために、具体的な教育方法として、グループワーク、 ディスカッション、事例研究、ワークショップ、ロールプレイ、プロジェクト等のア クティブ・ラーニングを取り入れる。また、他県の学校等への訪問調査を行う「学校 経営・行政フィールド調査」、学校行事等への参加を行う「学校インターンシップ」、 海外の学校で授業を行う「海外教育実地研究」を取り入れる。

学部卒学生と現職教員学生とが共に学び合うことの効果をもたらす工夫としては、 授業内においてそれぞれの経験や知識に見合ったテーマを設定して、学部卒学生と現 職教員学生のグループを分けたり、知見を交流できるように同じグループにしたりす る等、グループ編成を工夫するとともに、それぞれの知見を交流する場を設定してい る。

各コースの時間割モデルは、「教職開発専攻各コースの時間割モデル(資料 9)」を 参照

10 特定の課題について研究成果の審査を行う場合

(1) 人文社会科学専攻

1) 人文学プログラム

特定の課題についての研究は、研究対象となる人物の年譜作成、作品の詳細な注 釈、フィールドワークの報告など、修士論文とは異なる形で特定の課題に取り組ん だ成果を提出するものである。立論にはなじまない作業の成果といえるが、専門領 域の研究の基礎を成すものであり、学術的価値は修士論文と全く同等である。

特定の課題についての研究の遂行に当っては、修士論文と同じく、専門領域ごとに発表会などで質疑応答の場を確保して客観性と妥当性を備えた記述となるよう指導を行い、最終試験も修士論文と全く同様に実施するなど、研究水準の確保には十分の配慮を行う。

2) 経済学プログラム

特定の課題についての研究は、高度専門職業人としての専攻分野における実践的能力を総合的に評価しうるものであることを要件とする。すなわち、専門研究能力が要件とする創造性を求めるものではないが、専門学校や各種学校等において学習すれば多くの者が容易に修得できるような大衆化した知識や技能の単なる応用ではなく、修士としての学力を測定できる成果であることが審査の前提となる。

特定の課題についての研究の実施を学生が希望した場合,指導教員および副指導教員は担当研究領域の研究課題としての適合性を判断し,適合し得る場合には当該学生と協議して,研究手法や研究目的を設定する。

指導教員の指導の下で、研究計画書を作成し、調査・分析(又はデータ収集・解析等)を実施し、結果の考察を行い、研究成果報告書草稿をまとめ、指導教員および副指導教員を含む複数の教員が出席する研究報告会において予備審査を行う。研究報告会における指摘事項等を踏まえ、さらに内容を高めたのち研究成果報告書を提出する。これを基に書面審査および口頭試問を行う。

研究成果報告書作成上の要件は、① 企業等の組織や個人が経済社会で直面する具体的問題に対して現実的な解決策を構築していること。② 指導教員が指定する科目 6 単位以上の授業内容を反映したものであること。③ 調査・分析(又はデータ収集・解析)能力を評価できるものであること。である。

3) マネジメントプログラム

特定の課題についての研究は、研究成果の審査を行う際に、つぎのような観点と前提に立脚した審査を行っている。それは、社会科学においては、個別具体的な事例について丹念に調査し詳細にレポートした研究の積み重ねも、学問の進化に貢献してきた歴史があり、本プログラムでは、このような修士論文の枠には必ずしも収まりきれない、ある意味では特殊な研究を、「課題研究(Research Project)」として位置付けている。そうした観点から、オリジナリティの追究よりも、丹念な事例研究や個別企業等の詳細な調査を評価する審査方針で臨んでいる。

特定の課題についての研究では、通常の修士論文合格時に付与される「修士(マネジメント)」の学位取得が可能な点に鑑み、修士論文に劣後するものではなく、先述したような個別企業等の詳細な調査をその主な対象としている。そのような意味と側面で、課題研究の内容と審査体制は当該博士課程前期の目的に応じ適当かつ合理的であり、またそのように運用している。

上記のことは、修士論文執筆プロセスと同様に、3人の教員による共同指導体制をとっている点などからしても、またその審査体制と審査基準においても、その教育研究水準の確保についての配慮しており、またそのように運用している。

(2) 教育科学専攻

教育学プログラム

教育学コースでは、博士課程前期において、教育に関する高度な識見と総合的な判断力を有する人材として、博士課程後期進学者に加えて、公・民で働く教育関係分野の専門家、高等教育機関の教育・運営に実践的に貢献する人材を育成することを目的としている。後者の人材を養成するにあたり、社会人の場合に限り、修士論文に代えて、特定の課題についての研究を行い、その成果を記した課題研究報告書によって学位請求ができる。

従って、学生は入学後、指導教員の指導のもとに、修士論文によって学位を取得するか、課題研究告書によって学位を取得するかを選択決定しなければならない。 なお、いずれの選択においても原則として途中の変更は認めない。 課題研究報告書の作成及び審査に関しては以下の通りである。修士論文の指導体制と同様,主指導教員に加えて,研究内容に応じて主指導教員とは専門の異なる教員を含む 2 人以上の副指導教員で指導教員グループによる特別研究を履修しなければならない。修士論文作成時と同様の体制をとることにより,教育研究水準は確保されている。

VI 施設. 設備等の整備計画

1 校地、運動場の整備計画

人間社会科学研究科の教育・研究については、広島大学東広島キャンパス及び東千田キャンパスにて実施する。本研究科は、既存の研究科を改組・再編し設置する。

東広島キャンパスには、9 学部、9 研究科が設置され、全学の教養教育も実施している。東千田キャンパスには、2 学部の夜間主コース、1 研究科が設置され、主として医学部、歯学部、薬学部の学生に対して教養教育も実施している。

また、図書館、情報メディア教育研究センター等内に設置の教育情報用端末室、5 つの福利会館や大学会館内の食堂等の福利厚生施設が充実しており、本研究科が設置 されても、他の研究科と十分共有することが可能である。

運動場については、東広島キャンパス内に設置されている、陸上競技場、3 つの多目的グランド、野球場、テニスコート、3 つの体育館を活用する。この他に、東広島キャンパスには、プール、アーチェリー場、相撲場、馬場等も整備されている。

学生が休息するスペースとしては、学生プラザ1階に設置しているフリースペース、文化系・芸術系及び体育系・芸術系の2つの課外活動共用施設があるとともに、北第3福利会館内では「マーメイドカフェ広島大学店」を備えている。また、東広島キャンパス及び東千田キャンパスの各校舎にも自習室、ラウンジなどのオープンスペースを設けている。

2 校舎等施設の整備計画

教室については、これまで利用していた既存研究科の教室を確保するとともに、入 学定員 500 人程度を収容できる講義室も他研究科と共同で利用できるように確保する。 教員の研究室についても、東広島キャンパス及び東千田キャンパスの既存施設の中 で、教員集団のまとまりを形成できるように確保し、可能な限り演習室等を隣接させ、 教員と学生のコミュニケーションがとれるように確保・整備する。

3 図書

本研究科がある東広島キャンパス及び東千田キャンパスには、中央図書館、東図書館、西図書館、東千田図書館の4つの図書館があり、平日8時30分から22時まで、休日は10時から20時まで(東千田図書館は、13時から19時まで)利用可能であり、本学が蔵書している図書については、3、479、236冊であり、必要な時に随時貸出可能としている。

また、電子ジャーナル、データベースを整備し、本学の構成員であれば、学内のネットワークに接続されたパソコンなどから利用することができ、さらに、自宅などの 学外からも利用できるサービスも提供している。

以上のように、必要な施設・設備は概ね整備されているが、今後も必要に応じて整備・拡充する予定である。

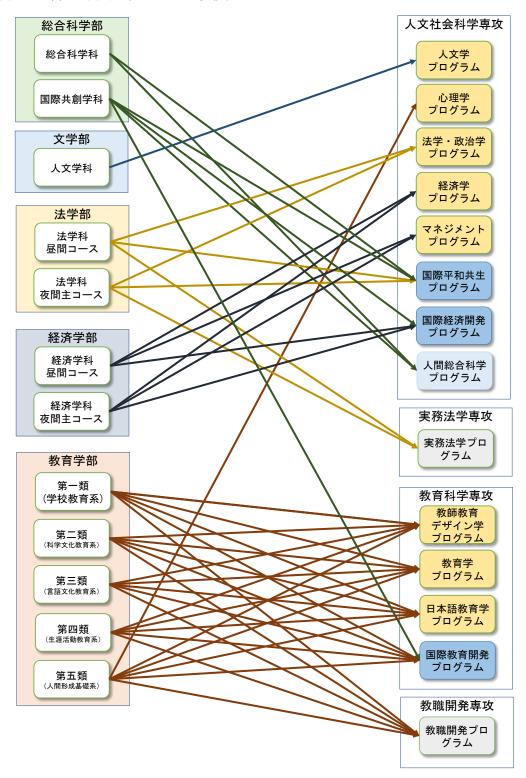
VII 基礎となる学部との関係

本研究科は、総合科学部、文学部、教育学部、法学部、経済学部の人文社会科学系学部の学生を既存の学問分野に加えて、専門とする分野以外への関心を深め、他分野の専門家と価値を共有しつつ、協力してその実現に取り組むことのできる人材として育成することを目指している。

例えば、倫理哲学を学んだ学生が、法律、経営学などの知識、専門性を得ることにより、 狭い専門分野にとらわれない広い視野、複眼的思考等の素養を持つ人材として大学の研究 職以外のこれからの社会の指針となる新しい価値や知識を創造し提案できるようになる。

また、本研究科の専門分野は、「言語学」「文学」「哲学」「心理学」「教育学」「社会学」「史学」「地域研究」「法学」「政治学」「経済学」「経営学」「教科教育学」であり、その分野の教員が専任教員として既存の研究科の垣根を取り払った学位プログラムを提供し、教育研究面での有機的な連携を通じて、社会から要請されている人文社会科学分野全体の発展に努めていく。

教職大学院では、教育学部第1類~第5類の学生を中心としながら、広く他学部からの 教員志望の学生も受け入れ、高度専門職業人を育成し、教育界の発展に努めていく。 学士課程から博士課程前期への主な接続先



Ⅷ 入学者選抜の概要

- 1 アドミッション・ポリシー
- (1) 博士課程前期
 - 1) 人間社会科学研究科

人間社会科学研究科では、以下のような志や意欲をもち、それに必要な基礎学力

を持つ学生の入学を求める。

- ① 幅広い教養とともに、人文科学、社会科学や教育科学及び関連する学問領域における高度な知識と研究能力を身に付け、多角的視点から「持続可能な発展を導く科学」としての平和科学の創生を目指す人
- ② 幅広い教養とともに、人文科学、社会科学や教育科学及び関連する学問領域における高度な知識と研究能力を身に付け、現在の人類社会が抱える課題、あるいは今後抱えるかもしれない課題にチャレンジすることにより、多様性を育む自由で平和な国際社会の構築に貢献しようとする意欲を持つ人

2) 人文社会科学専攻

人文社会科学専攻では、以下のような志や意欲をもち、それに必要な基礎学力を 持つ学生の入学を求める。

- ① 幅広い教養とともに、人文科学や社会科学及び関連する学問領域における 高度な知識と研究能力を身に付け、多角的視点から「持続可能な発展を導く 科学」としての平和科学の創生を目指す人
- ② 幅広い教養とともに、人文科学や社会科学及び関連する学問領域における 高度な知識と研究能力を身に付け、現在の人類社会が抱える課題、あるいは 今後抱えるかもしれない課題にチャレンジすることにより、多様性を育む自由で平和な国際社会の構築に貢献しようとする意欲を持つ人

各プログラムのアドミッション・ポリシーは、「養成する人材像と3つのポリシーの対比表(資料1)」を参照

3) 教育科学専攻

教育科学専攻では、以下のような志や意欲をもち、それに必要な基礎学力を持つ 学生の入学を求める。

- ① 幅広い教養とともに、教育科学及び関連する学問領域における高度な知識 と研究能力を身に付け、多角的視点から「持続可能な発展を導く科学」とし ての平和科学の創生を目指す人
- ② 幅広い教養とともに、教育科学及び関連する学問領域における高度な知識 と研究能力を身に付け、現在の人類社会が抱える課題、あるいは今後抱える かもしれない課題にチャレンジすることにより、多様性を育む自由で平和な 国際社会の構築に貢献しようとする意欲を持つ人

各プログラムのアドミッション・ポリシーは、「養成する人材像と3つのポリシーの対比表(資料1)」を参照

(2) 博士課程後期

1) 人間社会科学研究科

人間社会科学研究科では,以下のような志や意欲をもち,それに必要な基礎学力を持つ学生の入学を求める。

- ① 幅広い教養,人文科学,社会科学や教育科学及び関連する学問領域における卓越した知識と研究能力とともに,多様性に関する深い理解と国際的なコミュニケーション能力を身に付けて,多角的視点から「持続可能な発展を導く科学」としての平和科学の創生を目指す人
- ② 幅広い教養,人文科学,社会科学や教育科学及び関連する学問領域における卓越した知識と研究能力とともに,多様性に関する深い理解と国際的なコミュニケーション能力を身に付けて,現在の人類社会が抱える課題,あるいは今後抱えるかもしれない課題にチャレンジすることにより,多様性を育む自由で平和な国際社会の構築に貢献しようとする意欲を持つ人

2) 人文社会科学専攻

人文社会科学専攻では、以下のような志や意欲をもち、それに必要な基礎学力を 持つ学生の入学を求める。

- ① 幅広い教養,人文科学や社会科学及び関連する学問領域における卓越した 知識と研究能力とともに、多様性に関する深い理解と国際的なコミュニケー ション能力を身に付けて、多角的視点から「持続可能な発展を導く科学」と しての平和科学の創生を目指す人
- ② 幅広い教養,人文科学や社会科学及び関連する学問領域における卓越した知識と研究能力とともに、多様性に関する深い理解と国際的なコミュニケーション能力を身に付けて、現在の人類社会が抱える課題、あるいは今後抱えるかもしれない課題にチャレンジすることにより、多様性を育む自由で平和な国際社会の構築に貢献しようとする意欲を持つ人

各プログラムのアドミッション・ポリシーは、「養成する人材像と3つのポリシーの対比表(資料1)」を参照

3) 教育科学専攻

教育科学専攻では、以下のような志や意欲をもち、それに必要な基礎学力を持つ 学生の入学を求める。

- ① 幅広い教養,教育科学及び関連する学問領域における卓越した知識と研究能力とともに,多様性に関する深い理解と国際的なコミュニケーション能力を身に付けて,多角的視点から「持続可能な発展を導く科学」としての平和科学の創生を目指す人
- ② 幅広い教養,教育科学及び関連する学問領域における卓越した知識と研究

能力とともに、多様性に関する深い理解と国際的なコミュニケーション能力を身に付けて、現在の人類社会が抱える課題、あるいは今後抱えるかもしれない課題にチャレンジすることにより、多様性を育む自由で平和な国際社会の構築に貢献しようとする意欲を持つ人

各プログラムのアドミッション・ポリシーは、「養成する人材像と3つのポリシーの対比表(資料1)」を参照

(3) 専門職学位課程

人間社会科学研究科では,以下のような志や意欲をもち,それに必要な基礎学力を持つ学生の入学を求める。

- ① 教職開発又は実務法学の現場で活躍することで、自由で平和な国際社会の 構築に貢献しようとする意欲を持つ人
- ② 高等教育機関における高度専門職業人養成に関心を持ち、教職開発又は実務法学の現場で活躍できる人材を養成することにより、社会に貢献したいという志を持つ人

1) 教職開発専攻(教職大学院)

教職開発専攻では、以下のような志や意欲をもち、それに必要な基礎学力を持つ 学生の入学を求める。

- ① 教職開発の現場で活躍することで、自由で平和な国際社会の構築に貢献しようとする意欲を持つ人
- ② 高等教育機関における高度職業人養成に関心を持ち、教職開発の現場で活躍できる人材を養成することにより、社会に貢献したいという志を持つ人
- ③ 優れた実践的対応力と実践研究力を備えるとともに、自己の崇高な使命を深く自覚した、これからの学校づくりを牽引するスクールリーダーを目指す志の高い人
- ④ 優れた実践的対応力と実践研究力を備えるとともに、自己の崇高な使命を深く自覚した、新しい学校づくりの有力な一員を目指す人、及び学校において指導的役割を果たすミドル・リーダーを目指す人

2) 実務法学専攻(法科大学院)

実務法学専攻では,以下のような志や意欲をもち,それに必要な基礎学力を持つ 学生の入学を求める。

- ① 物事を一面的に捉えることなく多様な観点から複合的・複層的に分析できる 人
- ② 何事にもチャレンジする積極果敢さを有する人
- ③ 自らの行いを省みる習慣を持ち、改善工夫の努力を怠らない人

- ④ 他人の意見に真摯に耳を傾けそれを糧としようとする人
- ⑤ 自らの信念に基づきあるいは目標の実現のために継続努力している人

2 入学者選抜の基本方針

(1) 博士課程前期

1) 人文社会科学専攻

ア 推薦入試

学部段階での専門知識及び語学力を修得していることを確認し、本専攻の教育 課程の履修に適応可能な能力を確認するために、口述試験を課し、その結果及び 学業成績証明書、推薦書及び研究計画書等の提出書類を総合して評価する。なお、 提出書類に基づく口述試験を課す場合は、提出書類の評価を、口述試験の評価に 含めることがある。

実施単位は各プログラムとする。

<4月入学>

実施時期:7月~9月頃及び1月~2月頃 募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の約1か月前

<10 月入学>

実施時期:7月~9月頃

募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の約1か月前

イ 一般選抜

学部段階での専門知識及び語学力を修得していることを確認し、本専攻の教育課程の履修に適応可能な能力を確認するために、筆記試験及び口述試験を課し、その結果及び学業成績証明書、研究計画書等の提出書類を総合して評価する。なお、提出書類に基づく口述試験を課す場合は、提出書類の評価を、口述試験の評価に含めることがある。

実施単位は各プログラムとする。

<4月入学>

実施時期:7月~9月頃及び1月~2月頃 募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の約1か月前

<10 月入学>

実施時期:7月~9月頃

募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の約1か月前

ウ 社会人特別選抜

学部段階での専門知識及び語学力を修得していること及び社会人特別選抜に必要な在職経験を有していることを確認し、本専攻の教育課程の履修に適応可能な能力を確認するために、筆記試験及び口述試験を課し、その結果と学業成績証明書、研究計画書等の提出書類を総合して評価する。なお、専門分野に応じて筆記試験の内容を口頭試問に代替ができる場合は、口述試験のみ課す場合がある。また、提出書類に基づく口述試験を課す場合は、提出書類の評価を、口述試験の評価に含めることがある。

実施単位は各プログラムとする。

<4月入学>

実施時期:7月~9月頃及び1月~2月頃 募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の約1か月前

<10 月入学>

実施時期:7月~9月頃

募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の約1か月前

エ フェニックス選抜

学部段階での専門知識及び語学力を修得していること及びフェニックス入学に必要な年齢と在職経験を有していることを確認し、本専攻の教育課程の履修に適応可能な能力を確認するために、口述試験を課し、その結果と学業成績証明書、研究計画書等の提出書類を総合して評価する。なお、提出書類に基づく口述試験を課す場合は、提出書類の評価を、口述試験の評価に含めることがある。

実施単位は各プログラムとする。

<4月入学>

実施時期:7月~9月頃及び1月~2月頃 募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の1~2か月前

<10 月入学>

実施時期:7月~9月頃

募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の約1か月前

才 外国人留学生特別選抜

学部段階での専門知識及び語学力を修得していることを確認し,本専攻の教育 課程の履修に適応可能な能力を確認するために,筆記試験及び口述試験を課し, その結果と学業成績証明書,研究計画書等の提出書類を総合して評価する。 なお,提出書類に基づく口述試験を課す場合は,提出書類の評価を,口述試験の評価に含めることがある。

また、国外在住者を対象とする選抜を実施する場合は、Skype 等を用いた口述試験を課し、提出書類に基づき評価する。

実施単位は各プログラムとする。

<4月入学>

実施時期:11月~2月頃

募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の1~2か月前

<10 月入学>

実施時期:4月~5月頃

募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の約1か月前

カ その他特別選抜

上記選抜方法に分類できない既存研究科で実施してきた実績のある試験で、学部段階での専門知識及び語学力を修得していることを確認し、本専攻の教育課程の履修に適応可能な能力を見るために、筆記試験、口述試験及び学業成績証明書、研究計画書等の提出書類を組み合わせて課し、その結果を総合して評価する。なお、提出書類に基づく口述試験を課す場合は、提出書類の評価を、口述試験の評価に含めることがある。

2) 教育科学専攻

ア 推薦入試

学部段階での専門的知識及び語学力を修得していることを確認し、本専攻の教育課程の履修に適応可能な能力を確認するために、口述試験を課し、その結果及び学業成績証明書、推薦書及び研究計画書等の提出書類を総合して評価する。なお、提出書類に基づく口述試験を課す場合は、提出書類の評価を、口述試験の評価に含めることがある。

実施単位は各プログラムとする。

<4月入学>

実施時期: $7月\sim9$ 月頃及び $1月\sim2$ 月頃 募集要項配布時期:実施日の $2\sim3$ か月前

出願時期:実施日の約1か月前

<10 月入学>

実施時期:7月~9月頃

募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の約1か月前

イ 一般選抜

学部段階での専門知識及び語学力を修得していることを確認し、本専攻の教育 課程の履修に適応可能な能力を確認するために、筆記試験及び口述試験を課し、 その結果及び学業成績証明書、研究計画書等の提出書類を総合して評価する。な お、提出書類に基づく口述試験を課す場合は、提出書類の評価を、口述試験の評 価に含めることがある。

実施単位は各プログラムとする。

<4月入学>

実施時期:7月~9月頃及び1月~2月頃 募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の約1か月前

<10 月入学>

実施時期:7月~9月頃

募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

ウ 社会人特別選抜

学部段階での専門知識及び語学力を修得していること及び社会人特別選抜に必要な在職経験を有していることを確認し、本専攻の教育課程の履修に適応可能な能力を確認するために、筆記試験及び口述試験を課し、その結果と学業成績証明書、研究計画書等の提出書類を総合して評価する。なお、提出書類に基づく口述試験を課す場合は、提出書類の評価を、口述試験の評価に含めることがある。

実施単位は各プログラムとする。

<4月入学>

実施時期:7月~9月頃及び1月~2月頃 募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の約1か月前

<10 月入学>

実施時期:7月~9月頃

募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の約1か月前

エ フェニックス特別選抜

学部段階での専門知識及び語学力を修得していること及びフェニックス入学に必要な年齢と在職経験を有していることを確認し、本専攻の教育課程の履修に適応可能な能力を確認するために、口述試験を課し、その結果と学業成績証明書、研究計画書等の提出書類を総合して評価する。なお、提出書類に基づく口述試験を課す場合は、提出書類の評価を、口述試験の評価に含めることがある。

実施単位は各プログラムとする。

<4月入学>

実施時期:7月~9月頃及び1月~2月頃 募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の約1か月前

<10 月入学>

実施時期:7月~9月頃

募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の約1か月前

才 外国人留学生特別選抜

学部段階での専門知識及び語学力を修得していることを確認し,本専攻の教育課程の履修に適応可能な能力を確認するために,筆記試験及び口述試験を課し, その結果と学業成績証明書,研究計画書等の提出書類を総合して評価する。

なお,提出書類に基づく口述試験を課す場合は,提出書類の評価を,口述試験 の評価に含めることがある。

また、国外在住者を対象とする選抜を実施する場合は、Skype 等を用いた口述 試験を課し、提出書類に基づき評価する。

実施単位は各プログラムとする。

<4月入学>

実施時期:11月~2月頃

募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の1~2か月前

<10 月入学>

実施時期:4月~5月頃

募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の約1か月前

カ その他特別選抜

上記選抜方法に分類できない既存研究科で実施してきた実績のある試験で、学部段階での専門知識及び語学力を修得していることを確認し、本専攻の教育課程の履修に適応可能な能力を確認するために、筆記試験、口述試験、学業成績証明書、研究計画書等の提出書類を組み合わせて課し、その結果を総合して評価する。なお、提出書類に基づく口述試験を課す場合は、提出書類の評価を、口述試験の評価に含めることがある。

(2) 博士課程後期

1) 人文社会科学専攻

ア 一般選抜

博士課程前期での専門知識及び語学力を修得していることを確認し、本専攻の教育課程の履修に適応可能な能力を確認するために、筆記試験及び口述試験を課し、その結果及び学業成績証明書、研究計画書等の提出書類を総合して評価する。なお、提出書類に基づく口述試験を課す場合は、提出書類の評価を、口述試験の評価に含めることがある。また、学内進学者については、学業成績証明書の提出により、筆記試験を免除することがある。

実施単位は各プログラムとする。

<4月入学>

実施時期:7月~9月頃及び1月~3月頃 募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の約1か月前

<10 月入学>

実施時期:7月~9月頃

募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の約1か月前

イ 社会人特別選抜

博士課程前期での専門知識及び語学力を修得していることを確認及び社会人特別選抜に必要な在職経験を有していることを確認し、本専攻の教育課程の履修に適応可能な能力を確認するために、筆記試験及び口述試験を課し、その結果と学業成績証明書、研究計画書等の提出書類を総合して評価する。なお、提出書類に基づく口述試験を課す場合は、提出書類の評価を、口述試験の評価に含めることがある。

実施単位は各プログラムとする。

<4月入学>

実施時期:7月~9月頃及び1月~2月頃 募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の約1か月前

<10 月入学>

実施時期:7月~9月頃

募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の約1か月前

ウ フェニックス特別選抜

博士課程前期での専門知識及び語学力を修得していることを確認及びフェニッ

クス入学に必要な年齢と在職経験を有していることを確認し、本専攻の教育課程の履修に適応可能な能力を確認するために、口述試験を課し、その結果と学業成績証明書、研究計画書等の提出書類を総合して評価する。なお、提出書類に基づく口述試験を課す場合は、提出書類の評価を、口述試験の評価に含めることがある。

実施単位は各プログラムとする。

<4月入学>

実施時期:7月~9月頃及び1月~3月頃 募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の約1か月前

<10 月入学>

実施時期:7月~9月頃

募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の約1か月前

工 外国人留学生特別選抜

博士課程前期での専門知識及び語学力を修得していることを確認し、本専攻の教育課程の履修に適応可能な能力を確認するために、筆記試験及び口述試験を課し、その結果と学業成績証明書、研究計画書等の提出書類を総合して評価する。

なお,提出書類に基づく口述試験を課す場合は,提出書類の評価を,口述試験の評価に含めることがある。

また、国外在住者を対象とする選抜を実施する場合は、Skype 等を用いた口述試験を課し、提出書類に基づき評価する。

実施単位は各プログラムとする。

<4月入学>

実施時期:11月~2月頃

募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の1~2か月前

<10 月入学>

実施時期:4月~5月頃

募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の約1か月前

2) 教育科学専攻

ア 一般選抜

博士課程前期での専門知識及び語学力を修得していることを確認し、本専攻の 教育課程の履修に適応可能な能力を確認するために、筆記試験及び口述試験を課 し、その結果及び学業成績証明書、研究計画書等の提出書類を総合して評価する。 なお,提出書類に基づく口述試験を課す場合は,提出書類の評価を,口述試験の評価に含めることがある。また,学内進学者については,学業成績証明書の提出により,筆記試験を免除することがある。

実施単位は各プログラムとする。

<4月入学>

実施時期:1月~2月頃

募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の1~2か月前

<10 月入学>

実施時期:7月~9月頃

募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の約1か月前

イ 社会人特別選抜

博士課程前期での専門知識及び語学力を修得していることを確認及び社会人特別選抜に必要な在職経験を有していることを確認し、本専攻の教育課程の履修に適応可能な能力を確認するために、筆記試験及び口述試験を課し、その結果と学業成績証明書、研究計画書等の提出書類を総合して評価する。なお、提出書類に基づく口述試験を課す場合は、提出書類の評価を、口述試験の評価に含めることがある。

実施単位は各プログラムとする。

<4月入学>

実施時期:1月~2月頃

募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の1~2か月前

<10 月入学>

実施時期:7月~9月頃

募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の約1か月前

ウ フェニックス特別選抜

博士課程前期での専門知識及び語学力を修得していることを確認及びフェニックス入学に必要な年齢と在職経験を有していることを確認し、本専攻の力教育課程の履修に適応可能な能力を確認するために、口述試験を課し、その結果と学業成績証明書、研究計画書等の提出書類を総合して評価する。なお、提出書類に基づく口述試験を課す場合は、提出書類の評価を、口述試験の評価に含めることがある。

実施単位は各プログラムとする。

<4月入学>

実施時期:1月~2月頃

募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の1~2か月前

<10 月入学>

実施時期:7月~9月頃

募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の約1か月前

工 外国人留学生特別選抜

博士課程前期での専門知識及び語学力を修得していることを確認し、本専攻の 教育課程の履修に適応可能な能力を確認するために、筆記試験及び口述試験を課 し、その結果と学業成績証明書、研究計画書等の提出書類を総合して評価する。

なお,提出書類に基づく口述試験を課す場合は,提出書類の評価を,口述試験の評価に含めることがある。

また、国外在住者を対象とする選抜を実施する場合は、Skype 等を用いた口述試験を課し、提出書類に基づき評価する。

実施単位は各プログラムとする。

<4月入学>

実施時期:11月~12月頃

募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の1~2か月前

<10 月入学>

実施時期4月~5月頃

募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の約1か月前

(3) 専門職学位課程

1) 教職開発専攻

ア 一般選抜

教員に求められる「自己の崇高な使命」についての自覚を有する,新しい学校 づくりの有力な一員となりうる人材として,優れた実践的対応力と実践研究力に ついての素養を確認するため,筆記試験,口述試験を課し学業成績証明書等の提 出書類を総合して評価する。

<4月入学>

実施時期:7月~9月頃及び1月~2月頃 募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の約1か月前

イ 現職教員特別選抜

「自己の崇高な使命」のもとに、これからの学校づくりを牽引するスクールリーダーを目指す'志'、あるいは、学校において指導的役割を果たすミドル・リーダーを目指す'志'や、優れた実践的対応力と実践研究力についての素養を確認するため、筆記試験、口述試験を課し、その結果と学業成績証明書、将来計画書及び教育・研究業績等調書の提出書類を総合して評価する。

<4月入学>

実施時期:7月~9月頃及び1月~2月頃 募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の約1か月前

2) 実務法学専攻

一般選抜

本専攻の教育課程の履修に適応可能な能力を判定するために,筆記試験を課し, その結果と志望理由書等の提出書類総合的に判定する。

<4月入学>

実施時期:7月~9月頃,10月~11月頃及び1月~2月頃

募集要項配布時期:実施日の2~3か月前

出願時期:実施日の約1か月前

IX 取得可能な資格

1 取得できる資格について

(1) 人文社会科学専攻

本専攻では、修了の認定を受ける学生が、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の科目を履修し、その単位を修得したときは、次の教育職員の専修免許状の授与の所要資格を取得することができる。

中学校教諭専修免許状(国語,社会,英語,ドイツ語,フランス語) 高等学校教諭専修免許状(国語,地理歴史,公民,英語,ドイツ語,フランス語)

(2) 教育科学専攻

本専攻では、修了の認定を受ける学生が、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の科目を履修し、その単位を修得したときは、次の教育職員の専修免許状の授与の所要資格を取得することができる。

幼稚園教諭専修免許状

小学校教諭専修免許状

中学校教諭専修免許状(国語,社会,数学,理科,音楽,美術,保健体育,技術,家庭,英語)

高等学校教諭専修免許状(国語,地理歴史,公民,数学,理科,音楽,美術,書道,保健体育,情報,工業,家庭,英語)

特別支援学校教諭専修免許状(視覚障害者, 聴覚障害者, 知的障害者, 肢体不自由者, 病弱者)

(3) 教職開発専攻(教職大学院)

本専攻では、修了の認定を受ける学生が、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の科目を履修し、その単位を修得したときは、次の教育職員の専修免許状の授与の所要資格を取得することができる。

幼稚園教諭専修免許状

小学校教諭専修免許状

中学校教諭専修免許状(国語,社会,数学,理科,音楽,美術,保健体育,保健,技術,家庭,英語)

高等学校教諭専修免許状(国語,地理歴史,公民,数学,理科,音楽,美術,書道,保健体育,保健,情報,工業,家庭,農業,商業,英語)

なお, 教職開発専攻では, 教員免許状を有すること(入学前に取得見込)を入学試験の出願資格とするので, 免許状未取得者の入学は想定していない。

2 受験資格が取得できる資格について

(1) 人文社会科学専攻

1) 公認心理師

ア 概要

公認心理師法に定める国家資格。

心理学プログラム臨床心理学実践・研究コースは,厚生労働省・文部科学省による公認心理師カリキュラムの確認を得ており、学部において主務大臣指定の心理学等に関する科目を修めた者が同コースに入学し、所定の単位を修得して修了した場合、受験資格を取得することができる。なお、受験資格取得は同コースの修了要件ではない。

イ 実習の具体的計画

i 実習の目的

本実習では、文部科学省・厚生労働省が 2017 年 9 月に通知した『公認心理師法第 7 条第 1 号及び第 2 号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について』の方針に則り、実習生が大学段階での実習を通じて得た公認心理師に必要な知識・技能の基礎的な理解の上に心理に関する支援を要する者等に対して支援を実践して指導を受けることにより、以下の事項に関する知識・技能を獲得させる。

(ア) 心理に関する支援を要する者等に関する (a)コミュニケーション (b)心

理検査 (c)心理面接 (d)地域支援 等

- (イ) 心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成
- (ウ) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ
- (エ) 多職種連携及び地域連携
- (オ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解

これらの知識・技能は、本プログラムのディプロマ・ポリシー「現代社会における人間の『こころ』に関する課題を認識し、それらを解決するための資質を有している。」を構成する要素である。ただし、公認心理師資格のための学外実習は本プログラムの修了要件ではなく、当該ポリシーも実習のみによって達成可能なものではない。

ii 実習先の確保の状況

実習施設は、以下の一覧のとおりである。

| | 分野 | 施設名 | 住所 | 最大受入人数 |
|---|--------|----------------------------|---------------------|--------------|
| | - 保健医療 | 独立行政法人国立病院機構 賀茂精神医療センター | 広島県東広島市黒瀬町南方92番地 | 5人 |
| 390 ±CI | 保健医療 | 特定医療法人 大慈会 三原病院 | 広島県三原市中之町6丁目31-1 | 5人 |
| | 保健医療 | 広島大学病院精神科 | 広島県広島市南区霞1-2-3 | 5人 |
| | - 保健医療 | 社会福祉法人 広島構成事業協会 | 広島県安芸郡府中町みくまり | 5人 |
| | - 保健医療 | 府中みくまり病院 | 3-1-11 | |
| | 保健医療 | 広島大学病院小児科 | 広島県広島市南区霞1-2-3 | 20人(1回5人以内) |
| | 司法・犯罪 | 広島少年鑑別所 | 広島県広島市中区大手町四丁目4-4 | 1回15人 |
| 可法・犯罪 | | (広島法務少年支援センター) | 应通来应通师中区人于时四 1 日4 4 | 1回15人 |
| | 教育 | 広島市立広島みらい創生高等学校 | 広島県広島市中区大手町四丁目4-4 | 20人(1回10人以内) |
| 保健医療 | | 医療法人三栄会 | 広島県東広島市西条西本町28-30 | 5人 |
| | | 西条心療クリニック | 应盖来来应盖市西来西本町20—50 | -30 5 |
| | 保健医療 | 広島大学病院精神科 | 広島県広島市南区霞1-2-3 | 5人 |
| 選択 | 保健医療 | 広島大学病院小児科 | 広島県広島市南区霞1-2-3 | 5人 |
| | 保健医療 | 医療法人社団更生会 草津病院 | 広島県広島市西区草津梅が台10-1 | 20人(1回5人以内) |
| *************************************** | 福祉 | 社会福祉法人 広島新生学園 | 広島県東広島市西条町田口391-2 | 5人 |
| | 教育 | 広島市立広島みらい創生高等学校 | 広島県広島市中区大手町四丁目4-4 | 20人(1回10人以内) |

なお、『公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について』において「主要5分野のうち3分野以上の施設において、実習を実施することが望ましい。ただし、医療機関における実習は必須とするべきこと。なお、医療機関以外の施設においては、見学を中心とする実習を実施しても差し支えない。」と規定されており、司法・犯罪分野の実習については、人数が15人を超えた場合には実習を2回行う。保健医療・福祉・教育からの選択の実習施設については、学生に実習施設の希望調査を行った上で、希望者が受入人数を超えた場合には学生同士の協議に

より調整する。

実習施設使用承諾書は「公認心理師実習施設使用承諾書(資料10)」を参照

iii 実習先との契約内容

実習先と,下記の内容について取り決めを行っている。

- ・実習の内容及び期間等 実習内容は心理臨床場面における実習。期間は各施設によって異なる。
- ・実習の実施方法

「公認心理師法」に基づいて、協議の上、実習のカリキュラムを策定し、 実習を委受託する。

・実習生の健康状態

実習開始前に実習生の健康状態を記載した書類を提出する。

実習生の健康状態に問題が生じた場合には,実習施設と協議の上,当該実習生の実習を中断又は中止することができる。

・実習生への規則遵守の徹底

実習生が実習を行うに当たり、事前に実習施設が定めた諸規則・心得等を 遵守し、かつ実習指導者の指示に従うように実習生を指導する。

・個人情報,秘密及びプライバシー(以下「個人情報等」という。)の保護 実習の実施に当たって,施設の個人情報等及び実習生の個人情報等の漏え い等が生じないように,個人情報等の適正な管理を行う。

実習生に対し,個人情報等の取扱いについて説明文書をもって周知徹底する。

実習生に対し,実習終了後も個人情報等の保護を徹底するよう指導監督し, 管理する。

・実習の中止

実習生が以下に示す事項に該当すると判断した場合は,実習施設と協議の 上,当該実習生の実習を中止させることができる。

- (1) 実習施設の定める諸規則、心得等に違反した場合
- (2) 実習施設の施設内の秩序又は規律を乱す事由があると認めた場合
- (3) 個人情報等の保護に関して問題があった場合
- (4) 実習施設の機密情報の保護に関して問題があった場合

- (5) 実習生の実習態度の不良等により実習の目的を果たし得ないと判断した場合
- (6) 実習施設による実習指導の継続が不可能となった場合
- (7) 実習施設と実習生の間に解決し難い問題が発生した場合

• 損害賠償

実習生の故意又は過失により、事故、器物損壊、機密情報の漏えいその他 の損害を与えた場合は、大学側が、実習生と連帯してその賠償責任を負うも のとする

iv 実習水準の確保の方策

実習の具体的内容は,下記の表のとおりである。

| 分野(3分野以上) | 実習内容 | 実習施設 | |
|--------------------------------------|--|--|--|
| 保健医療 | 病院での患者さんとの交流 | □ 賞茂精神医療センター | |
| | 病院での心理検査の実施 | 広島大学病院小児科(知能検査) | |
| 司法・犯罪 | 施設見学および事例検討 | 広島少年鑑別所[司法・犯罪] | |
| 教育 | 高校生への集団CBTの実施 | 広島みらい創生高等学校(定時制) | |
| 5分野からの選択制 ※現在は[保健医療]、 [福祉]の2分野 | 学外施設での心理面接 または心理検査の実施等 選 (通年の継続型実習) | 西条心療クリニック(検査)[保健医療] 草津病院(集団療法)[保健医療] 広島大学病院小児科(学習支援)[保健医療] 広島新生学園(遊戯療法)[福祉] 広島大学病院精神科(心理検査)[保健医療] 広島みらい創生高等学校(通信・定時制)(集団CBT)[教育] | |

v 各施設におけるより詳細な実習内容

「保健医療分野」

・独立行政法人 国立病院機構 賀茂精神医療センター 実習生は、週に1回、主に病棟患者やリハビリセンターの利用者との関わり、作業療法(クラブ活動等)、デイケアへの参加を行い、一日の体験について実習指導者と共に振り返りを行う。

·特定医療法人 大慈会 三原病院

実習生は、週に1回、主に病棟患者との関わり、病棟 OT における活動等への参加を行い、一日の体験について実習指導者と共に振り返りやディスカ

ッションを行う。

• 広島大学病院精神科

実習生は、週に1回、主に入院患者との関わり、電子カルテおよび心理検査所見の閲覧、カンファレンスへの参加を行い、一日の体験について実習指導者と共に振り返りを行う。

・社会福祉法人 広島厚生事業協会 府中みくまり病院 実習生は、週に1回、主に病棟患者との関わり、作業療法やデイケア等の 活動への参加を行い、一日の体験について実習指導者と共に振り返りを行う。

· 広島大学病院小児科

各実習生が1回以上,通院中のこどもを対象とした知能検査の実習を行う。 実施する知能検査は、WISC-IV などである。

「司法・犯罪分野」

擬事例を用いた事例検討を行う。

・広島少年鑑別所(広島法務少年支援センター) 広島少年鑑別所の概要について説明を受け,施設見学を行うと同時に,模

「教育分野」

- ・広島市立広島みらい創生高等学校・通信制課程(教育分野) 実習生は、広島みらい創生高校通信制課程の生徒を対象とし、下記の(1) ~(4)の実習を行う。
 - (1) 学級規模の集団認知行動療法プログラムの実施計画を立て、実践する。
 - (2) 生徒たちの心理状態のアセスメントを行い、介入効果を検討する。
 - (3) プログラムの実施について、自身で振り返りを行うとともに、実習先の実習指導者による指導を受ける。
 - (4) 教員との多職種連携やチームアプローチを実践する。

「複数分野からの選択制実習」

・医療法人三栄会 西条心療クリニック(保健医療分野) 実習生は、週に1回、午前または午後に心理検査の実習を行う。実施する 心理検査は主に、ロールシャッハテスト、WAIS-Ⅲ、描画テストである。心 理検査実施後は、毎回、所見の作成を行う。

・医療法人社団更生会 草津病院(保健医療分野) 実習では、リワークプログラムにおける集団療法への参加、心理検査の実 施と所見の作成を行う。心理検査は MMSE, NPI, ロールシャッハテスト, WAIS-III, WISC-IVなどを実施する。

· 広島大学病院精神科(保健医療分野)

実習では、心理検査を実施する。実施する心理検査は主に、ロールシャッハテスト、WAIS-Ⅲ、描画テストである。心理検査実施後は、毎回、所見の作成を行う。

· 広島大学病院小児科(保健医療分野)

各実習生が年間を通して、入院中のこどもを対象とした学習支援の実習を 行う。

• 社会福祉法人 広島新生学園(福祉分野)

実習では、週 1 回,入所児童生徒に対する個別の遊戯療法を実施する。1 回の実習につき 2 ケースの遊戯療法を実施し、施設職員との情報共有、実習指導者からの指導を受ける。

- ・広島市立広島みらい創生高等学校・通信制課程・定時制課程(教育分野) 実習生は、広島みらい創生高校の通信制課程および定時制課程の生徒を対象とし、下記の(1)~(4)の実習を行う。
 - (1) 学級規模の集団認知行動療法プログラムの実施計画を立て、実践する。
- (2) 生徒たちの心理状態のアセスメントを行い、介入効果を検討する。
- (3) プログラムの実施について、自身で振り返りを行うとともに、実習先の実習指導者による指導をうける。
- (4) 教員との多職種連携やチームアプローチを実践する。

実習を通じて習得する知識・技能は、以下の事項に関する知識・技能である。

- (ア) 心理に関する支援を要する者等に関する (a)コミュニケーション (b)心 理検査 (c)心理面接 (d)地域支援 等
- (イ) 心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成
- (ウ) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ
- (エ) 多職種連携及び地域連携
- (オ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解

複数施設における水準の確保方策として,第1に,いずれの施設での実習に おいても,支援の実施を行うとともに実習指導者からの指導を受ける。第2に, 毎回,実習報告書を作成する。第3に大学の実習指導教員による定期的な事前・ 事後指導を受ける。これらにより、十分な実習水準を保つ体制を整えている。

成績評価は、以下の事項に関する実習指導者の評価と学生の報告及び自己評価に基づき、実習担当教員が行う。

- (ア) 心理に関する支援を要する者等に関する (a)コミュニケーション (b)心理検査 (c)心理面接 (d)地域支援 等
- (イ) 心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成
- (ウ) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ
- (エ) 多職種連携及び地域連携
- (オ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解

なお,『公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について』第22(2)に基づき,同時に指導を行う学生5人につき1人の実習指導者が指導を行う。

vi 実習先との連携体制

実習担当教員が各実習施設を分担し、「公認心理師法」に基づいて、実習施設 と協議の上でカリキュラムを策定し、実習の内容・指導について事前に協議を 行っている。

また、実習担当教員は、実習先と連携した指導を行うために、概ね実習 5 回につき 1 回以上の巡回指導を行う。

vii 実習前の準備状況(感染予防対策・保険等の加入状況)

・感染症対策について

学生は、麻疹、風疹、ムンプス、水痘について、抗体の有無の確認をすることとしている。抗体陰性者に対しては必要なワクチン接種を推奨する。 B型肝炎については、抗体の有無を確認し、抗体陰性者に対してはワクチン接種が実施されている。接種後の確認の検査でなお抗体陰性だった場合には、再度ワクチン接種を行うこととなっている。

保険加入について

学生が行った行為により患者または利用者に傷害が発生した場合は、その補償は損害賠償責任保険制度の対象となるが、学生個人に対して訴訟が提起された場合等では、個人が負担する賠償責任は補償対象にならない。そのため実習では、学生自らに傷害が起こる事故、患者または利用者に傷害を及ぼしてしまう事故の両方に備え、すべての学生に両者を補償する保険への加入

を義務付ける。

・学生への留意事項

以下の点について指導を行っている。

実習中に知り得た利用者の個人情報は、決して他人に漏らしてはならない。これは学外への漏洩のみではなく、たとえば同級生や後輩などに対しても同様である。

自分自身で不適切な利用,持ち出しを行わない。レポートに個人が特定できる情報は記載しない。レポートの作成過程において,個人情報の記載された資料を印刷して手許に保存する,または個人用の携帯電子機器などで撮影する等の行為は厳禁する。

研修目的のために詳細な面接記録を PC で作成する場合,インターネットとの接続を解除した状態で入力する。さらに,ケース担当者が作成したファイルを研修目的で保存する場合は,個人が特定できるような固有名詞をすべて削除し,紛失盗難を防ぐため厳重に管理する。

音声データの管理については、セキュリティ USB メモリーを用いる。音声加工ソフトで固有名詞を消す。スタンドアロンの PC を使用する。

映像データの管理については、ケース番号、面接回数と日付、担当者氏名を記入し、広島大学大学院教育学研究科附属心理臨床研究センター事務室の鍵付きロッカーに保管する。

viii 事前・事後における指導計画

実習全体を通じて実習の心構え,個人情報の保護,安全対策についての指導を行う。

各施設についての事前・事後指導計画は、下のとおりである。

・保健医療分野の施設

患者との交流が生じるため、その際の留意事項等について事前指導を行う。交流を行った後、毎回、実習指導者とともに、事後指導としてリフレクションを行う。心理検査を行った場合は、1回につき約3時間の実習指導者からの指導、事後指導を実施する。

・司法・犯罪分野の施設

3 時間の事前指導の後, 4 時間の施設説明・見学及び模擬事例検討を行い, 3 時間の事後指導を実施する。

・教育分野の施設

2 時間の事前指導の後,集団認知行動療法プログラムの実施を 2 時間行い,2時間の事後指導を実施する。

ix 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

心理実践実習A~Dとして,最大9か所での実習が同時並行で行われるため, 実習指導教員として,6人の教員が各担当施設を分担し,原則として実習5回 につき1回以上の巡回指導を行う。ただし,週1回の実習を年間に渡り行う実 習施設の巡回指導に関しては,実習担当教員による事前・事後指導を毎回行った上で,巡回指導の頻度を実習施設の実情に合わせて調整することで,巡回指導による教員及び実習指導者の過度な負担を軽減するよう配慮する。

x 実習施設における指導者の配置計画

実習指導者は、下記の『公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について』第2 2に基づいて配置する。

2 実習指導者に関する事項

(1)施行規則第3条第4項に規定する実習指導者(以下「実習指導者」という。)の員数については、次に掲げるとおりとすること。なお、心理実習については、実習指導者が当該心理実習中に実習生を指導することが困難な場合は、実習演習担当教員のうち、心理実習及び心理実践実習を担当する教員(以下「実習担当教員」という。)が実習施設において実習生に指導を行うこととすることも可能とする。

ア心理実習 同時に指導を行う学生 15 人につき一人 イ心理実践実習 同時に指導を行う学生 5 人につき一人

(2) 実習指導者は、公認心理師の資格を取得した後、法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。ただし、当分の間、法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事し、又は従事した経験を有する者のうち、実習演習科目を開設する大学等が適当と認める者を実習指導者とすることができる。

x i 成績評価体制及び単位認定方法

以下の事項に関する実習指導者の評価と学生の報告及び自己評価に基づき, 実習担当教員が成績評価および単位認定を行う。

- (ア) 心理に関する支援を要する者等に関する (a)コミュニケーション (b)心理検査 (c)心理面接 (d)地域支援 等
- (イ) 心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成
- (ウ) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ

(エ) 多職種連携及び地域連携

(オ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解

2) 臨床心理士

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する民間資格。

心理学プログラム臨床心理学実践・研究コースは、協会が指定する第 1 種指定大学院であり、同コースに入学し、臨床心理士養成課程の単位を修得して修了した場合、受験資格を取得することができる。なお、受験資格取得は同コースの修了要件ではない。

公認心理師及び臨床心理士の受験資格を取得する場合の履修モデルは「公認心理師・臨床心理士履修モデル(資料11)」を参照

(2) 教育科学専攻

1) 学校心理士

学校心理士とは、学校生活におけるさまざまな問題について、アセスメント・コンサルテーション・カウンセリングなどを通して、子ども自身、子どもを取り巻く保護者や教師、学校に対して、「学校心理学」の専門的知識と技能をもって、心理教育的援助サービスを行うことのできる方に対して、一般社団法人学校心理士認定運営機構が認定する資格である。(http://www.gakkoushinrishi.jp/aboutgakushi/より)資格認定申請のために必要な領域並びに教師教育デザイン学プログラムで開講する科目は下表のとおりである。これらの科目を履修し、かつ1年以上の学校心理学に関する専門的実務経験を有することで、資格申請の条件が満たされる。

| 領域等番 号 | 領域 | 教師教育デザイン学プログラム 開講科目 | 開設単位 |
|-----------|-----------------------------|------------------------|------|
| 1 | 学校心理学 | 学校心理学 | 2 |
| 2 | 教授・学習心理学 | 学習支援論 | 2 |
| 3 | 発達心理学 | 知識構成論 | 2 |
| 4 | 臨床心理学 | 学校臨床心理学 | 2 |
| 5 | 心理教育的アセスメント | と理教室的マセュコン() 空羽 | 0 |
| 実習 1 | 心理教育的アセスメント基礎実習 | 心理教育的アセスメント演習 | 2 |
| 6 | 学校カウンセリング・コンサルテーション | | |
| 実習 2 | 学校カウンセリング・コンサルテーション 基礎実習 | 学校カウンセリング論演習 | 2 |
| 7 | 特別支援教育 | 特別支援教育学特論 | 2 |
| 8 | 生徒指導・教育相談、キャリア教育 | 生涯キャリア形成支援論 | 2 |

・資格取得は教師教育デザイン学プログラムの修了要件ではない。

X 大学院設置基準第2条の2又は14条による教育方法の実施

本研究科では、社会人の受入に対応するため、大学院設置基準第 14 条に基づき、夜間 又は土日開講を実施するとともに、個々の学生の条件にあわせた多様な教育方式、指導 方式を導入する。

1 修業年限

標準修業年限は、博士課程前期2年、博士課程後期3年とするが、社会人学生の負担等に配慮し、長期にわたり計画的な履修を可能とする長期履修制度も導入する。

2 履修指導及び研究指導の方法

社会人学生への履修指導及び研究指導については、研究指導教員が社会人学生と研究計画の打合せを行い、計画的に履修及び研究ができるよう指導する。

また、社会人学生に配慮し、時間外等の学修ができるように履修方法を工夫する。 社会人学生の研究指導については、土日等の研究指導の実施も可能とする。

3 授業の実施方法

本研究科では、社会人学生に対して、通常開講時期に履修できない場合、通常開講 以外の時間など履修しやすい環境を整える。

研究指導においては、Skype 等を利用し対応する。

4 教員の負担の程度

社会人学生の受け入れにより、夜間、土日の開講や研究指導を伴うことから、教員の負担増がある程度予想されるが、社会人学生側も夜間や土日の開講よりも、前述した時間外等の学修方法の導入や、Skype 等による研究指導等の方法を求め、期待していることから、実際の教員の負担は相当程度軽減できるものと考えている。

5 図書館・情報処理施設等の利用方法

本学の東広島キャンパスの図書館は、中央図書館では、授業期間中平日 24 時まで、 土日は 10 時から 20 時まで開館、東千田キャンパスの図書館は、平日 22 時まで、土 日は、13 時から 19 時まで開館しており、社会人学生も十分利用可能な体制を整えている。また、東広島地区の情報メディア教育研究センター本館は、平日 22 時まで、土 日は 8 時 30 分から 22 時まで開館、東千田地区の未来創生センター情報端末室は平日 22 時まで、土は 8 時 30 分から 22 時まで開室しており、社会人学生の夜間又は土日の 利用が可能となっている。

6 入学者選抜の概要

人文社会科学専攻,教育科学専攻では,博士課程前期,博士課程後期において,社会人選抜を実施する。

(1) 博士課程前期

1) 人文社会科学専攻

筆記試験及び口述試験を課し、その結果と学業成績証明書、研究計画書等の提出書類を総合して評価する。なお、提出書類に基づく口述試験を課す場合は、提出書類の

評価を, 口述試験の評価に含めることがある。

2) 教育科学専攻

筆記試験及び口述試験を課し、その結果と学業成績証明書、研究計画書等の提出書類を総合して評価する。なお、提出書類に基づく口述試験を課す場合は、提出書類の評価を、口述試験の評価に含めることがある。

(2) 博士課程後期

1) 人文社会科学専攻

筆記試験及び口述試験を課し、その結果と学業成績証明書、研究計画書等の提出書類を総合して評価する。なお、提出書類に基づく口述試験を課す場合は、提出書類の評価を、口述試験の評価に含めることがある。

2) 教育科学専攻

筆記試験及び口述試験を課し、その結果と学業成績証明書、研究計画書等の提出書類を総合して評価する。なお、提出書類に基づく口述試験を課す場合は、提出書類の評価を、口述試験の評価に含めることがある。

7 必要とされる分野である理由

本研究科の基礎となる既存研究科では、社会人特別選抜を設けてこれまで積極的に社会人学生の受入を行ってきた。また、「各大学は、企業経営者等の社会人からのニーズが増加する見込みを踏まえ、社会人が働きながら学べるよう、夜間・土日の授業科目の開設、十分な教育効果が得られる場合の高度なメディアの活用・通信教育課程の設置、履修証明プログラムの活用などを通じ、人文・社会科学系における修士課程レベルの社会人向けのリカレント教育も積極的に実施していくことが強く期待される。」(「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿~社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策~(審議まとめ)」平成31年1月22日中央教育審議会大学分科会)のとおり、今後企業経営者等の社会人からのニーズが増加する見込みのため、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を適用し、履修・単位修得の機会を広げて実務経験を持つ社会人を受け入れ、社会的要請に応える。

8 教員組織の整備状況

本研究科で 14 条特例実施に伴う教員組織は専ら大学院を担当する教員は配置していないが、大学院設置基準上の必置教員数を超える人間社会科学研究科の専任教員を配置し整備している。14 条特例を担当する教員の負担が多くならないように時間割編成などによって配慮するとともに、時間割編成上負担が多くなる場合は、他の専任教員への担当替え、兼担教員や兼任教員による授業実施も検討する。

14 条特例については、「教育方法の特例」であるため、社会人学生を指導学生とし

て受け持つ全教員が対象となることが想定される。社会人学生が指導学生になるかに ついては、あらかじめ特定できないため、対象教員数は特定できない。

また、本学は、裁量労働制をとっており、業務の時間配分等を大幅に教員の裁量にゆだねている。なお、例えば土曜日に研究指導を行った場合は、月曜日を休日にするなど、14条特例を利用し休日や夜間に研究指導や講義を行う教員には平日や午前中に授業の無い曜日を必ず設け、教員に過重負担がかからないように、時間割を編成することとしている。

X I 2以上の校地において教育研究を行う場合

本研究科は、東広島キャンパス及び東千田キャンパスで以下のとおり学位プログラム を開設する。

人文社会科学専攻は、東広島キャンパスで人文学プログラム、心理学プログラム、法学・政治学プログラム、経済学プログラム、国際平和共生プログラム、国際経済開発 プログラム、人間総合科学プログラムを開設し、東千田キャンパスで、マネジメント プログラムを開設する。

教育科学専攻は、東広島キャンパスで、教師教育デザイン学プログラム、教育学プログラム、日本語教育学プログラム、国際教育開発プログラムを開設する。

教職開発専攻(教職大学院)は、東広島キャンパスで教職開発プログラムを開設する。 実務法学専攻は、東千田キャンパスで、実務法学プログラムを開設する。

東広島キャンパスと東千田キャンパス間の移動が想定されるのは,他キャンパスの他 プログラム専門科目を履修する場合(修了要件上は最低1科目の受講)のみである。

これら学生の対応として、キャンパス間の移動が必要となった場合は、再度、移動することがないように、入学から修了までの履修計画を指導教員と相談の上、立てるようにする。例えば、学生の履修希望科目が、東広島キャンパスと東千田キャンパスで連続した時間に開講する場合は、履修年度を分けることや学生の学修目的に応じて代替科目の提示等を行い、履修計画に無理が生じないよう対応することとしている。

なお、大学院共通科目、研究科共通科目、専攻共通科目は、東広島キャンパス、霞キャンパス及び東千田キャンパスを大学専用の光ファイバー網で結ぶリアルタイム遠隔 双方向授業システムの利用や各キャンパスで開講しているため、キャンパス間の移動 は必要ない。

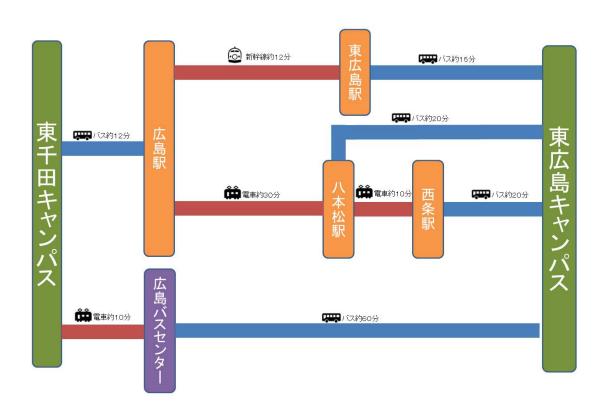
遠隔双方向授業システムの詳細は、「XII 多様なメディアを高度に利用して、授業を 教室以外で行う場合」に記載している。

また、本研究科の専任教員のうち、東広島キャンパスで 350 人、東千田キャンパス で 33 人が、教育研究活動の拠点としており、学生の教育研究に支障がないと考える。

各キャンパスの位置関係



東広島キャンパスと東千田キャンパスの交通手段



※Ⅱ 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外で行う場合

本学では、東広島キャンパス、霞キャンパス及び東千田キャンパスで双方向授業システムを整備しており、大学院生の校地間の移動等の負担軽減を図った教育体制を構築することができる。

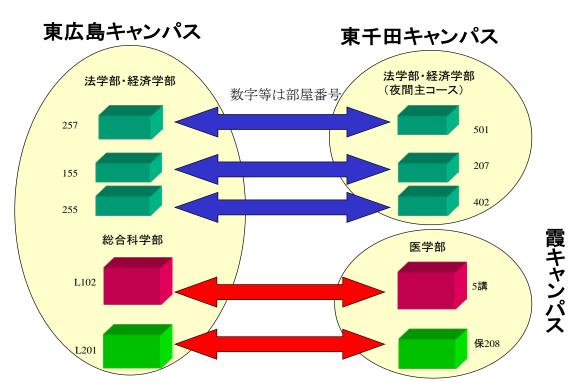
また、本研究科では、遠隔地に居住している等の理由により頻繁に本学に通学できない

学生に対して、一部の講義科目で VOD(Video on Demand)サービス及び DVD 等のメディアを使用したビデオ講義及び授業支援システムを活用し、授業動画と授業資料を配信し、設問解答、添削指導、質疑応答等による指導を実施する。研究指導については、Skype 等を利用し実施する。

1 実施方法・実施場所

(1) 遠隔双方向授業システム

東広島キャンパス、霞キャンパス及び東千田キャンパスを大学専用の光ファイバー網で結ぶリアルタイム遠隔双方向授業システムを利用することで、送信側のキャンパスにおける対面式の講義と同じものをリアルタイムで受信側にて視聴できる。送信元の教員映像は講義資料と併せて受信側に送られる。送信側の教員は、受信側の学生の映像を見ながら講義を進めていく。教員と対面している学生の後方に設置した大型ハイビジョンディスプレイに受信側の学生が映し出されている。質問者は、その場で挙手するだけで、教員が学生用カメラ及びマイクを遠隔操作して質問者をクローズアップして対面で応答する。遠隔双方向授業システムを用いた授業であっても送信側の学生にとっては対面授業科目の取扱いになり、受信側となったときだけがメディア授業の扱いとなる。高画質かつ高音質のシステムを使用するため、対面式の講義と遜色のない授業展開が可能となる。



(2) 授業支援システム

本学では、教育研究目的での著作権処理済みの映像コンテンツを学内構成員に対して配信することができる VOD (Video On Demand) サービスを提供している。また、e-Learning プラットフォームのひとつである Blackboard システム (以下 Bb9) を導入し、学生と教員の対面を強く意識した e-Learning を可能としている。Bb9 を活

用して、「教員から学生への連絡事項の伝達」「教員から学生への教材・資料の配布」「教員から学生への課題の提示」「学生から教員への課題の提出・提出課題の評価やコメントの確認」「アンケートや小テストの解答」「小テストの評価やコメントの確認・教員への連絡」を行う。また、キャンパス外にいる大学院生に対してもストリーミング配信を使用して教員・学生間での授業・講義配信、あるいは受講した試験やテスト、レポートの採点を行うことができる。

これらの実施方法については、「平成 13 年文部科学省告示第 51 号」に適合している。

2 本学規則について

(1) 広島大学大学院規則

(授業の方法及び単位数の計算の基準)

第26条 本学大学院の授業の方法については通則第19条の2の規定を,単位数の計算の基準については通則第19条の3の規定を準用する。

(2) 広島大学通則

(教育課程の編成及び履修方法等)

- 第19条の2 授業は,講義,演習,実験,実習若しくは実技のいずれかにより又は これらの併用により行うものとする。
 - 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
 - 3 第 1 項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、 多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる 場合についても、同様とする。

XⅢ 管理運営

1 学長による研究科長指名

本学では、「大学のガバナンス改革の推進について(審議まとめ)」(平成 26 年 2 月 12 日 中央教育審議会大学分科会)や学校教育法の一部改正等を踏まえ、学長のリーダーシップが発揮できるガバナンス体制の構築の一環として、部局長等の選考方法について見直しを行った。

具体的には、学長は、原則として、部局から複数の部局長候補者の推薦を受け、 個別面談を行い、部局長を決定し任命することとした。初代人間社会科学研究科長 については、学長指名により任命する。

2 教学面における管理運営の体制について

学校教育法に基づき,本研究科の教授により構成する教授会を置く。

人間社会科学研究科では、教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了並びに学位の授与に関する事項、研究科共通の重要事項(研究活動、社会貢献活動等)を審議する。

なお,可能な限り研究科長,副研究科長,学位プログラムの代表者等を構成員と した代議員会に教授会の審議を付託し,柔軟な運営を行う

さらに、管理運営面(予算・決算、将来構想等)での重要事項を審議するため、 研究科長及び副研究科長等から構成する研究科長室を置く。

教職大学院については、学校教育の実態や社会の変化等に柔軟に対応するため、本学、広島県教育委員会、広島市教育委員会及び東広島市教育委員会からなる四者連絡協議会を設け、年1回開催し各教育委員会と教職大学院との連携による、授業科目の開発及び開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項、授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項について審議するものとする。審議結果は意見として研究科長に具申し、その意見を受けて専攻学務委員会でカリキュラムを編成し実施への道筋をつける、といった機動的な運営体制をとる。

3 教授会以外に関連する委員会について

各専攻に専攻教員会及び各学位プログラムにプログラム運営教員会(教職開発専攻 及び実務法学専攻は、1 プログラムのため専攻教員会が兼ねる)を置き、当該専攻及 び学位プログラムに対する責任体制を明確にした運営を行う。

また、研究科と専攻に常置する、学務委員会、入学試験委員会、広報委員会、自己 点検・評価委員会、国際交流・研究連携委員会、人事交流委員会の6つの委員会は、 専攻各委員会は原則、各プログラムから1人ずつ選出された委員で構成し、研究科各 委員会は、専攻各委員会委員長と副委員長で構成する。それにより、プログラム教員 会と各委員会との情報の共有が実現される。多くの事項は定期的および必要に応じて 臨時に開催される研究科各委員会で検討するが、各専攻のみに関わる事項については 専攻各委員会で処理し、機動性を確保する。研究科各委員会の委員長が代議員会に参 加することにより、研究科長室(研究科執行部)との意思の疎通も確保される。

各委員会の所掌事項は以下のとおりである。

(1)学務委員会

学務委員会は、教務・学生生活に関する次に掲げる事項について審議し、必要に応じてその処理に当たる。

- 1) カリキュラムの編成に関する事項
- 2) シラバス作成に関する事項
- 3) 時間割作成に関する事項
- 4) 新入生ガイダンスの実施計画案作成に関する事項
- 5) 学生の交通問題, 就職及び修学に関する事項
- 6) 学生支援の計画及び実施に関する事項

7) その他教務・学生生活に関する事項

(2)入試委員会

入試委員会は,入学試験に関する次に掲げる事項について審議し,必要に応じてその処理に当たる。

- 1) 入学者選抜方法に関する事項
- 2) 入学試験の実施計画案作成に関する事項
- 3) 調査書の審査に関する事項
- 4) 受験資格審査に関する事項
- 5) 出題問題に関する事項
- 6) その他入学試験に関する事項

(3)広報委員会

広報委員会は, 広報に関する次に掲げる事項について企画, 立案及び作成にあたる。

- 1) パンフレットの作成に関する事項
- 2) ホームページに関する事項
- 3) その他広報に関する事項

(4)自己点検・評価委員会

自己点検・評価委員会は、次に掲げる事項について点検・評価を行う。

- 1) 教育活動に関する事項
- 2) 研究活動に関する事項
- 3) 社会貢献に関する事項
- 4) 管理運営に関する事項
- 5) 中期目標,中期計画及び年度計画に関する事項
- 6) 外部評価に関する事項
- 7) 教員の個人評価に関する事項
- 8) その他点検・評価に関する事項

(5)国際交流・研究連携委員会

国際交流・研究連携委員会は、国際交流及び研究推進に関する次に掲げる事項について審議する。

- 1) 協定校及び地域等との国際交流並びに研究連携の推進に関する事項
- 2) 国際交流協定締結に関する事項
- 3) 研究拠点形成に関する事項
- 4) 競争的外部資金の導入推進及び情報周知に関する事項
- 5) 科学研究費助成事業等における大型プロジェクトの申請に関する事項
- 6) 部局長裁量経費の研究推進費配分に関する事項

7) その他国際交流及び研究推進に関する事項

(6)人事交流委員会

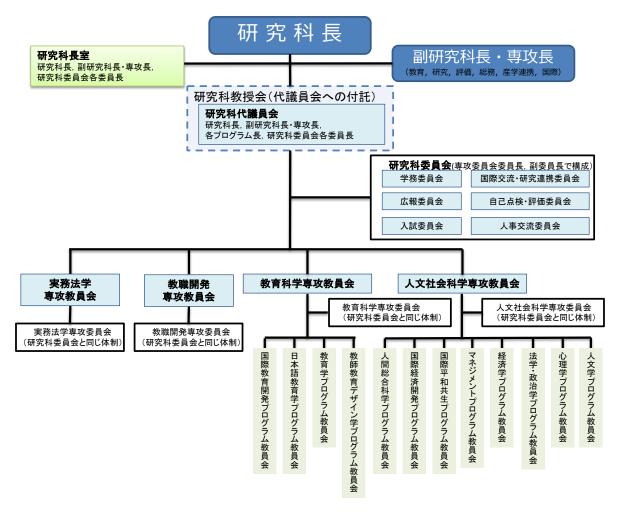
人事交流委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 1) 教員の任期制に関する事項
- 2) テニュア・トラック制のテニュア審査に係る業績評価に関する事項

4 「みなし専任教員」の管理運営への関与の仕方について

本学では、みなし専任教員との契約時の職務内容に、「教授会または委員会への出席」 を明記しており、管理運営への関与は、その他の専任教員と同じとしている。

人間社会科学研究科の運営体制図



XIV 自己点検·評価

1 自己点検・評価の取組

本学における教育及び研究,組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自己 点検・評価を行うため、広島大学自己点検・評価規則(平成 26 年 9 月 16 日規則第 80 号)を定めるとともに、同規則第6条に規定する大学全体を単位として行う自己点検・評価等の企画・立案及び実施する組織として学長の下に、広島大学評価委員会を設置している。

評価委員会は、各研究科、原爆放射線医科学研究所及び病院から選出された全学的な視点と各専門分野の専門性に配慮し、教育研究活動及び評価に識見を有する教員各1人、大学運営と評価に識見を有する理事室の職員若干人、その他の者で組織され、本学の教育研究等の一層の向上を図るため、各部局等が行った自己点検・評価に対して学内において第三者的な視点から評価等を行い、これにより見出された課題への対策及び改善提案を行っている。

また、この他にも、学外者(経営協議会の学外委員を含む。)による部局組織評価を毎年度実施し、部局における教育研究活動等の質の確保及び向上に役立てている。

なお、本研究科においては、自己点検・評価委員会を設置し、研究科独自の自己点 検・評価を実施することとしている。

さらに、全学的に学士課程教育、大学院課程教育等の教育の質の向上及び教育力の強化に係る企画・評価・改善を図るための組織である教育本部に教育質保証委員会を設置し、教育の質保証に関する全学の方針・責任体制を明確にし、質の確保及び向上を図っている。

また,国立大学法人評価については,本学では,中期目標・計画ごとに担当理事, 担当理事室,担当部局等を明確にしており,この体制の下,教育,研究,国際交流・ 社会貢献及び業務運営等の各項目について,評価委員会において中期目標期間を踏ま えた進捗状況等となっているか検証を行い,進捗等の遅れ等について役員会へ報告す るなど改善を促す仕組みを構築の上,毎年度の国立大学法人評価へ対応している。

X V 認証評価

1 大学全体の取組

平成 21 年度及び平成 28 年度に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の実施する大学機関別認証評価,平成 20 年度,平成 25 年度及び平成 30 年度に同機関の実施する専門職大学院認証評価を受審し,いずれも大学評価基準を満たしていると評価されている。

(https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/HU_self_evaluation/accreditation)

(自己点検・評価)

自己点検・評価の基本項目については、教育活動、研究活動、社会貢献活動及 び大学運営活動とし、細部の評価項目については、自己点検・評価の際に定め、 実施することとしている。また、国際研究活動を活発化するとともに、競争的環境を醸成し、トップ研究者の層を厚くすることを目指し、部局ごとに上記の基本 項目を基に評価項目・方法等を定め、全教員に対して点数化による個人評価を厳密に実施し、その処遇へ反映させるシステムを構築している。 なお,各部局が独自に行う教育研究活動等の状況に係る点検・評価についても, 評価委員会に報告を求め,部局等が行った自己点検・評価の結果に対して,必要 に応じ改善に資する意見を述べることができる仕組みとしている。

2 教職開発専攻(教職大学院)の取組

(1) 認証評価を受ける計画等の全体像

学内検討チームの設置について、現在の設置体制を維持。

2019年3月末に教員養成評価機構へ協議予定。

(2019年度に認証評価受審予定)

2024年度に次回認証評価受審の予定。

2022 年 8 月 研究科内に自己評価書作成タスクフォース (学内検討等チーム) を設置

2022 年 12 月 認証評価機関との協議(評価基準や評価の実施方法の確認等)

2023年 8月 認証評価受審年の決定を役員会に諮る

2023年 9月 認証評価受審の申請

2023年 12月 自己評価書1次案(自己評価書作成タスクフォース案)の完成・ 評価委員会へ提出

2024年 1月 評価委員会によるチェック, コメントバック

2024年 3月 自己評価書2次案(自己評価書作成タスクフォース案)の完成

2024年 6月 認証評価機関へ認証評価自己評価書の提出

(2) 認証評価を受けるための準備状況

- ・研究科内に自己評価書作成タスクフォース(学内検討等チーム)を設置
- ・評価を受ける予定の機関:教員養成評価機構

(3) 認証評価を確実に受けることの証明

教職大学院の認証評価実施については「広島大学教職大学院認証評価実施について(資料12)」を参照

3 実務法学専攻(法科大学院)の取組

(1) 認証評価を受ける計画等の全体像

2021 年 8 月 研究科内に自己評価書作成タスクフォース (学内検討等チーム) を設置

2021年 12月 認証評価機関との協議(評価基準や評価の実施方法の確認等)

2022年 8月 認証評価受審年の決定を役員会に諮る

2022年 9月 認証評価受審の申請

2022 年 12 月 自己評価書 1 次案 (自己評価書作成タスクフォース案) の完成・ 評価委員会へ提出 2023年 1月 評価委員会によるチェック, コメントバック

2023年 3月 自己評価書2次案(自己評価書作成タスクフォース案)の完成

2023年 6月 認証評価機関へ認証評価自己評価書の提出

(2) 認証評価を受けるための準備状況

・研究科内に自己評価書作成タスクフォース(学内検討等チーム)を設置 広島大学自己点検・評価規則第4条に基づき,自己点検及び評価を実施してい る。体制については同7条に基づき,本研究科に実務法学専攻自己点検・評価委 員会を置く。

・評価を受ける予定の機関:大学改革支援・学位授与機構

(3) 認証評価を確実に受けることの証明

法科大学院の認証評価実施については「法科大学院認証評価(本評価)の実施について(資料13)」を参照

XVI 情報の公表

本学では大学公式 Web サイトや広報誌の発行等を通じて,広く社会へ情報の提供を 行っており,財務・総務担当の理事の下に広報グループを設置し,大学情報(教育研究 成果,社会貢献,産学官連携の成果など)の公開を推進している。

また,本学における広報活動を,組織的に展開し,戦略的かつ効果的に行うために, 学長,各理事等をメンバーとした広島大学広報企画戦略会議を設置し,広報戦略を策 定し,戦略的な広報活動を推進している。

主な情報提供活動については以下のとおり。

(1) 大学公式 Web サイトを活用した情報提供

(https://www.hiroshima-u.ac.jp/)

大学案内,入試情報,教育・学生生活・就職,研究,社会・産学連携,留学・国際 交流、学部・大学院等、研究所・施設等

(2) 教育研究活動等の状況に関する情報提供

(https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/public_info/education_research_info)

大学の教育研究上の目的、教育研究上の基本組織、教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績、入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数、その他進学及び就職等の状況、授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画、学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準、校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境、授業料、入学料、その他の大学が徴収する費用、

大学が行う学生の修学,進路選択及び心身の健康等に係る支援,教育上の目的に応じ 学生が習得すべき知識及び能力に関する情報等に関すること

(3) 大学運営情報

(https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/public info/public info1) 組織に関する情報,業務に関する情報,評価・監査に関する情報等

(4) その他公表情報

(https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/public info/other public info)

学則等各種規則集,設置計画書・履行状況報告書等学部・大学院の設置に関する情報,教員の養成等の状況等

XVII 教育内容等の改善のための組織的な取組

1 全学的な取組

本学では、教職員の資質・能力の向上を図るための組織的・体系的な人材育成活動を統括するため、学長の下に人材育成推進本部を設置している。当本部にFD委員会とSD委員会を設置し、さらにFD委員会の下部組織として教育能力開発、研究能力開発、マネジメント能力開発に係る部会を設置し、新採用教職員研修や授業方法の研修等の教員を対象とした全学FDを実施している。

また、本学では、大学院課程教育等における企画、立案、点検・評価を行う組織として、教育本部を設置している。当本部に「教育質保証委員会」を置いて、授業についての各教育組織と各担当教員の認識を高め、カリキュラムや授業方法等の改善につなげるため、学生による授業改善アンケートを実施している。

2 本研究科の取組

本研究科では、研究科独自のFDを実施し、教員に必要な資質・能力の向上を図っていく。

また、学位プログラムの点検・評価等を行うため、「自己点検・評価委員会」を設置し、全学が実施する学生による授業改善アンケートの実施結果等も参考にしつつ、カリキュラムや授業方法等の改善を図っていく。

3 教職開発専攻(教職大学院)の取組

(1) 教育課程連携協議会による点検・評価

広島大学では教職開発専攻(教職大学院)設置に伴い、広島県教育委員会、広島市教育委員会、東広島市教育委員会と広島大学の四者による「四者連絡協議会」を2014年4月に設置し、教員養成に関する検討を実施している。

2019年4月に専門職大学院設置基準改正に伴い「四者連絡協議会」を専門職大学院設置基準第6条の2第1項に規定する教育連携協議会とした。

2020年4月の教職開発専攻(教職大学院)開設後も、引き続き、年に一度、教職開発専攻(教職大学院)の実践・研究に関する評価を実施する。

(2) 学生による授業評価

広島大学では全学的に前後期の2回,学生による授業評価を実施しており,教職 開発専攻(教職大学院)の授業についても同様に実施する。

学生による授業評価の内容は、「学生自身に関する質問」(3問)「授業内容に関する質問」(5問)「総合的な質問」(2問)「自由記述」(2問)の大きく4項目に分かれており、「授業内容に関する質問」については、以下のような設問である。

- ・授業の内容はシラバスに沿っていましたか。
- ・授業内容の難易度は適切でしたか。
- ・授業から知的な刺激を受け、あなたの研究の進展について効果がありましたか。 又は、幅広い学修の進展に効果がありましたか。
- ・補助教材やレジュメなどの資料は、その提示や活用などが工夫されており、授 業内容の理解に役立ちましたか。
- ・教員の説明は分かりやすく、あなたの理解の深化につながりましたか。
- これらの項目について、5段階の評価を行い、集計する。

このほかに自由記述の2問で授業に対する意見や感想も学生が書けるようにしている。

これらの授業評価の結果は、集計されて各項目について回答の分布が示され、その結果を参考にして次年度の授業改善及び各教員の自己点検評価を行うとともに、FD 研修会を実施する。

(3) 教員の資質の維持向上の方策

教員の資質の維持向上の方策としては、以下のことを行う。

- ・現在広島大学で実施している「全学 FD」による授業参観を本専攻においても実施する。
- ・各授業科目では、教員の相互授業参観を恒常的に実施するとともに、前述した「学生による授業評価」を行い、PDCAサイクルを有効に機能させる。
- ・外部講師を招聘して研修会やワークショップを行い、教員が新しい知識・技術を学ぶ機会を持つ。その際、トライアングル型指導体制にあって適切に共通理解を図ることができるよう、メンターを務める実習校の熟達教員等にも参加を呼びかける。
- ・学校で開催される研究大会,校内研修会,授業研究会等に参加し,学校現場での情報を収集し課題把握に努め、学校現場への理解力をつける。とりわけ、現職教員学生の所属校をはじめ、連携協力校等との日常的な連携を図る。
- ・専攻内の教員同士で授業を見学し合うなどし、意見交流や改善案についての協議を月1回程度行い、授業改善に努める。

・各種学会や研修会に参加し、自己研鑽を図る。

※Ⅲ 教職開発専攻の連携協力校等との連携

1 連携協力校・附属学校との連携

本専攻の基本的な考えとして、学校現場が直面する諸課題の構造的・総合的な理解に立って幅広く指導性を発揮できる教員の育成に対応し、特定の専門領域を超えた 高度な専門性を有する「総合的で実践的なプロフェッショナル」を育成することが あげられる。

これまでに、広島県教育委員会、広島市教育委員会及び東広島市教育委員会と広島 大学から構成される協力会を開催し、教育委員会のニーズについて聞き取りを行っ てきた。

本専攻は県内の小・中・高等学校及び附属校園と共同で、学校が直面している諸 課題の解決 に取り組むことになる。 本学には、次のように幼稚園 2 校、小学校 3 校、中学校 4 校、高等学校 2 校、計 11 校の附属学校園がある。

広島大学附属幼稚園(東広島市)

広島大学附属三原幼稚園 (三原市)

広島大学附属小学校(広島市)

広島大学附属東雲小学校(広島市)

広島大学附属三原小学校(三原市)

広島大学附属中学校(広島市)

広島大学附属東雲中学校(広島市)

広島大学附属三原中学校(三原市)

広島大学附属福山中学校(福山市)

広島大学附属高等学校(広島市)

広島大学附属福山高等学校(福山市)

これらに加え、広島県、広島市、東広島市の各教育委員会とは、学生の実習のニーズに対応した適切な連携協力校を協議して選定することで合意している。連携協力校における実地研究生の受入実績(平成28年度~30年度)は、次のようになる。

※() は受入人数の実績

<広島県教育委員会所管(東広島市以外)>

三原市立三原小学校(2),安芸高田市立美土里小学校(1),安芸高田市立根野小学校(1),三次市立十日市小学校(1),三次市立田幸小学校(1),府中市立府中明郷学園(1),三次市立八次小学校(1),呉市立横路小学校(1),尾道市立日比崎小学校(1),海田町立海田小学校(1),府中市立府中学園(1),尾道市立高見小学校(1),三次市立神杉小学校(1),海田町立海田西中学校(1),坂町立坂中学校(1),世羅町立甲山中学校(1),府中町立府中緑ヶ丘中学校(1),呉市立吉浦中学校(1),竹原市立竹原中学校(1),三次市立三次中学校(1),熊野町立熊野中学校(1),広島県立広高等学校(2),広島県立西条農業高等学校(2),広島県立黒瀬高等学校(1),

広島県立府中高等学校(1), 広島県立三原東高等学校(1), 広島県立安芸南高等学校(1), 広島県立祇園北高等学校(1), 広島県立賀茂高等学校(1)

<広島市教育委員会所管>

広島市立牛田小学校(4),広島市立井口小学校(2),広島市立基町小学校(2),広島市立横町小学校(2),広島市立段原小学校(1),広島市立古市小学校(1),広島市立みどり坂小学校(1),広島市立南観音小学校(1),広島市立観音小学校(1),広島市立温品中学校(2),広島市立瀬野川中学校(2),広島市立仁保中学校(1),広島市立祇園東中学校(1),広島市立翌町中学校(1),広島市立舟入高等学校(2),広島市立沼田高等学校(1)

<東広島市教育委員会所管>

東広島市立三ツ城小学校(5),東広島市立小谷小学校(3),東広島市立中黒瀬小学校(1),東広島市立板城小学校(1),東広島市立高美が丘小学校(1),東広島市立久芳小学校(1),東広島市立郷田小学校(1),東広島市立下黒瀬小学校(1),東広島市立向陽中学校(2),東広島市立西条中学校(2),東広島市立松賀中学校(1),東広島市立河内中学校(1),東広島市立志和中学校(1),東広島市立十央中学校(1),東広島市立八本松中学校(1)

<附属学校>

広島大学附属三原小学校(8),広島大学附属東雲小学校(1),広島大学附属三原中学校(5),広島大学附属東雲中学校(2),広島大学附属福山中・高等学校(2)

以上の実績を年度別に整理すると、平成28年度においては、小学校8校12人(うち附属学校1校2人)、中学校6校6人(1校1人)、高等学校2校2人であった。 平成29年度においては、小学校20校22人(1校2人)、中学校10校11人(1校2人)、高等学校6校7人(1校2人)であった。平成30年度においては、小学校16校19人(2校5人)、中学校12校14人(2校4人)、高等学校6校6人であった。 これらの実績から、小学校、中学校、高等学校ともに、学生数に応じた柔軟な受入が可能な状況にあることがわかるが、上記連携協力校は固定したものではないので、移行後も学生の実習のニーズに対応する連携協力校を各教育委員会との協議の上に選定していく。

連携協力校・附属校における実習についての協議の場として、広島県教育委員会担当者、広島市教育委員会担当者、東広島市教育委員会担当者、附属学校園代表者、専攻長、研究者教員、実務家教員で構成する教職大学院連携協力校連絡協議会を設置し、広島県、広島市、東広島市、連携協力校における教育課題、実習の企画・期間等、実習の評価についての協議をし、改善を図る。

2 連携協力校と協働して取り組む課題

これまで協力会で話し合いを重ね、次のような課題が示されている。連携協力校での実習内容は、これらの課題解決に向けて構成されることになる。

① 学校組織マネジメント能力や高度な専門性の育成等, 現職教員の実践的指導

力の高度化。

- ② 能動的な学習方法や評価方法といった新しい時代に対応した高度な授業力の育成。
- ③ 複雑化する教育課題への対応力の育成。これらについて、本専攻専任教員が各学校の依頼に応じ、学生指導を介しながら、研究大会、校内研修等の講師を引き受ける等の協力をする。また、本専攻専任教員が各学校の依頼に応じ、専門的な指導助言を引き受けることとする。これらを通して、連携協力校の教育課題の解決に資する。

XIX 教職開発専攻の実習の具体的計画

1 実習計画の概要

「学校における実習」は、附属学校、所属校、連携協力校、教育委員会で行う。学校マネジメントコースでは、1年目は教育委員会、所属校又は連携協力校、2年目は所属校で「アクションリサーチ実地研究」を行う。教育実践開発コースでは、学部卒学生は、原則的に1年目は附属学校、連携協力校中心で、2年目は連携協力校中心で「アクションリサーチ実地研究」を行う。現職教員学生は、原則的に1年目は附属学校、連携協力校を中心とし、2年目は所属校実習を中心として「アクションリサーチ実地研究」を行う。所属校実習では1年目の学修に基づき、課題解決を目指した実践研究を行う。これまでの広島県教育委員会・広島市教育委員会等との連携協力に基づき、2年目も週1日は大学で履修できるシステムを継続し、所属校実習での実践研究を大学で他の現職教員学生及び学部卒学生と交流できるようにする。これにより、実践を通して理論構築をするとともに現実的課題解決を図ることのできる高度な実践研究を推進する。現職教員学生及び学部卒学生が自分の課題意識に応じて選択できる柔軟なシステムにする。

2 実習の指導体制と方法、施設との連携体制と方法

(1) 学校マネジメントコース

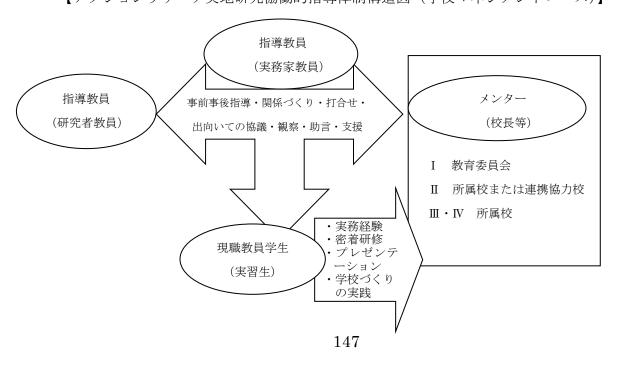
研究者教員、実務家教員、校長等は、指導教員やメンターの役割を担い、それら三者が一体となってそれぞれの特長を活かし連携協働して指導と支援に当たる協働的指導体制のもと、1年次の8月上中旬に「アクションリサーチ実地研究 I (教育行政職実務)」(2単位)、9月上中旬に「アクションリサーチ実地研究 II (学校管理職実務)」(2単位)を行う。また、2年次には、所属校において「アクションリサーチ実地研究 II (所属校実践)」(3単位)、「アクションリサーチ実地研究 IV (所属校実践)」(3単位)を行う。

指導教員が主に理論面から指導し、メンター(教育委員会職員、校長)が主に実践 面から指導する。なお、実務家教員には、両者の間で、理論と実践をつなぐ役割も求 められる。研究者教員、実務家教員、メンターの三者が一体となった協働的指導体制 のもとに、定期的に三者が顔を揃えて学生を交えて、学校づくり・学校改善の実践の 進捗状況及び学生のリーダーシップの状況を確認し、アクションリサーチ型の探究に 基づく理論と実践を往還する学びの具現化を指導・支援する。

なお,各「実地研究」は、実践の「省察」機能を担う「アクションリサーチ・セミナー」と連動している。

| 科目名 | 単位 | 実施時期 | | 実施期間 | 実習校・機関 | 主な内容 |
|-----------------------------------|----|-------------|-------|-------|-----------------|---|
| アクションリサーチ 実地研究 I (教育行 政職実務) | 2 | 1 年 次 | 8月上中旬 | 10 日間 | 教育委員会 | ・実務経験・ポートフォリオ作成・プレゼンテーション |
| アクションリサーチ 実地研究Ⅱ (学校管 理職実務) | 2 | 1 年 次 | 9月上中旬 | 10 日間 | 所属校または 連携協力校 | ・実務経験・密着研修・ポートフォリオ作成・プレゼンテーション |
| アクションリサーチ 実地研究Ⅲ (所属校 実践) | 3 | 2 年 次 | 4~7月 | 10 週間 | 所属校 | ・学校づくり・改善の 実践 ・RV-PDCA のポート フォリオ作成 (実践とリーダーシップの状況の観察・指導・助言) |
| アクションリサーチ 実地研究IV (所属校 実践) | 3 | 2 年 次 | 9~12月 | 10 週間 | 所属校 | ・学校づくり・改善の 実践 ・RV-PDCA のポート フォリオ作成 (実践とリーダーシップの状況の観察・指導・助言) |

【アクションリサーチ実地研究協働的指導体制構造図(学校マネジメントコース)】



1)「アクションリサーチ実地研究 I (教育行政職実務)」と「アクションリサーチ 実地研究 II (学校管理職実務)」

ア「アクションリサーチ実地研究 I (教育行政職実務)」(1年次, 2単位)

本実地研究では、教育委員会において職員をメンターとして学生に 10 日間の教育行政の実務を経験させる。学生は自らのアクションリサーチのテーマをもとに仮説をもって実地研究に臨み、教育行政の実際を知ることによって、教育行政職の姿勢や視野を学び、職務遂行における「ものの見方」の視座を上げ、スクールリーダーとしての自己の使命感を高める。

また、「特色ある教育施策」を作成して教育委員会でプレゼンテーションを行うことにより、創造的な企画・調整力や先見性等の実務能力の育成を図る。

イ「アクションリサーチ実地研究Ⅱ (学校管理職実務)」(1年次, 2単位)

本実地研究では、所属校または連携協力校において、校長をメンターとして学生に 10 日間の学校経営の実務を経験させる。学生は自らのアクションリサーチのテーマをもとに仮説をもって実地研究に臨む。密着研修(シャドーイング)を通して、学校管理職の仕事を知りリーダーシップの具体を学ぶことによって、管理職の視野を学び、職務遂行における「ものの見方」の視座を上げ、スクールリーダーとしての自己の使命感を高める。

また、当該校の学校経営のグランドデザインを作成し管理職等にプレゼンテーションを行うことにより、創造的な企画・調整力や先見性等の能力の育成を図る。 両実地研究とも、大学における事前指導、現場における実地研究、大学における事後指導からなる。

| 大学における事前指導 | ・実務家教員を中心に指導教員は、実地研究の意義や心構え、実務内容の解説等 |
|------------|--|
| | の指導を行う。 |
| | ・メンターと指導教員との協議のうえ,実務内容,実務場所等の調整を図る。 |
| 現場における実地研究 | ・メンターの指導のもと、実地研究を行い、ポートフォリオを作成する。 |
| | ・「特色ある教育施策」(I),「当該校のグランドデザイン」(Ⅱ) のプレゼンテー |
| | ションを行う。 |
| | ・実務期間中,指導教員である研究者教員・実務家教員はメンターと一緒に学生 |
| | の観察を行うとともに、プレゼンテーションのための指導を行う。 |
| 大学における事後指導 | ・学生は実務に関するレポート作成と「今後の職能成長の自己プラン」を作成す |
| | ప . |
| | ・学生はレポートと「今後の職能成長の自己プラン」を発表し、指導教員である |
| | 研究者教員・実務家教員と協議を行う。 |

両実地研究の評価については、現場における実地研究の評価を行い、それをも とにポートフォリオとレポート及び「今後の職能成長の自己プラン」、並びに実務 態度(活動記録・メンターによる面談及び観察)を含めて、指導教員である研究 者教員・実務家教員が協議のうえで総括的に最終評価を行う。

2)「アクションリサーチ実地研究Ⅲ (所属校実践)・IV (所属校実践)」(2年次, 各3単位)

「アクションリサーチ実地研究III(所属校実践)」($4\sim7$ 月),「アクションリサーチ実地研究IV(所属校実践)」($9\sim12$ 月)では,所属校の校長をメンターとし,学生は所属校において,「セミナーII」で作成したアクション・プランをもとに学校づくり・学校改善を追求する。管理職や同僚の理解・協力を得ながら,Research(現状把握)・Vision(ビジョン)ーPlan(計画)→Do(実践)→Check(評価)→Action(改善)サイクルの実践を行い,「探究・創造・協働の学び」を促進するリーダーシップ能力の育成を図る。学生は,RV-PDCA サイクルに則ってポートフォリオを蓄積する。

現職教員学生の所属校での実習水準の確保のために、4月に指導教員である研究者教員と実務家教員とは、学生の所属校を訪問し、校長(メンター)と1年間の内容等の具体的な打合せを行い、実地研究計画・確認書を作成する。メンターは、学生の学校づくり・学校改善の実践やリーダーシップの状況について観察・指導・助言する。また、実地研究の時間管理のために学生が記入した実地研究計画書・確認書を週ごとに確認する。その後、学生は計画書・確認書を指導教員に提出する。

指導教員である研究者教員と実務家教員とは,所属校に定期的に訪問し,学生・メンターと実地研究の実践に係る進捗状況等を確認する。

実地研究におけるそれぞれの役割は次のとおりである。

| 学生 | ・学校づくり・学校改善の実践(RV-PDCA サイクル) |
|-----------|-------------------------------------|
| | ・ポートフォリオの蓄積 |
| | ・実地研究計画書・確認書の記入,校長及び指導教員に提出 |
| メンター (校長) | ・大学教員との連携のもと、学生の学校づくり・学校改善の実践やリーダーシ |
| | ップの状況について観察・指導・助言 |
| | ・実地研究の時間管理のために実地研究計画書・確認書を週ごとに確認 |
| | ・実習の評価 |

| 指導教員 | ・学校と大学との関係づくり、打ち合わせ |
|------|---------------------------------------|
| | ・所属校に定期的に訪問し、学校づくり・学校改善の実践の進捗状況及び学生 |
| | のリーダーシップの状況を確認(校長との連携,学生との面談・協議) |
| | ・実務家教員においては、特に、個々の学校の状況・求めに応じて、実務経験 |
| | をもとにアクションリサーチに対して助言・支援(学生と学校の主体性を重視) |
| | ・研究者教員においては、特に、個々の学校の情況・求めに応じて、研究成果 |
| | をもとにアクションリサーチに対して助言・支援(学生と学校の主体性を重視) |
| | ・実地研究計画書・確認書を確認 |
| | ・「アクションリサーチ実地研究」の最終的な評価を指導教員である研究者教員・ |
| | 実務家教員が協議のうえで実施 |
| | |

実習の評価は、メンター(校長)による職場における実践の評価をもとに、 ポートフォリオ、メンターとの協議、学生との面談及び観察を含めて、指導教 員である研究者教員・実務家教員が協議のうえで総括的に最終評価を行う。

(2) 教育実践開発コース

本コースの実習科目は,「アクションリサーチ実地研究 $I \cdot II \cdot III \cdot III$

実施にあたっては附属校、連携協力校、所属校の管理職、メンターと十分な協議を 行い、深い理解と協力のもと実習を行う。実習の時期等については、実習校の行事等 に配慮し、柔軟に対応する。

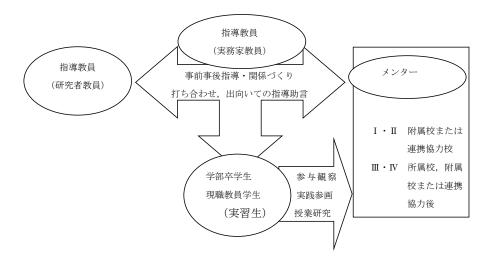
実習科目・時期・内容は以下のとおりである。

| 科目名 | 単位 | 実施時期 | | 実施期間 | 実習校 | 主な内容 |
|-----------|----|--------|------|-----------|------------------------|-----------|
| | | | | (実習日数) | | |
| アクションリサーチ | | 1 年次(学 | | 3 カ月 | • 連携協力校 | 観察・体験 |
| 実地研究I | 2 | 部卒・現職 | 6-8月 | (合計 10 日以 | ・附属校 | 授業研究 |
| 关起前儿1 | | 教員) | | 上) | NA IX | ポートフォリオ作成 |

| アクションリサーチ 実地研究Ⅱ | 3 | 1 年次 (学 部卒・現職 教員) | 9-11月 | 3 カ月 (合計 15 日以上) | ・連携協力校 ・附属校 | 観察・体験 授業研究 ポートフォリオ作成 |
|--------------------|---|-------------------------|-------|-------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| アクションリサーチ 実地研究Ⅲ | 2 | 2 年次 (学部卒) | 5-8月 | 4 カ月 (合計 10 日以 上) | ・連携協力校 ・附属校 | 授業研究 実践参画 課題解決実践 ポートフォリオ作成 |
| | 2 | 2 年次(現職教員) | 5-8月 | 4 カ月 (合計 10 日以 上) | ・所属校 ・連携協力校 ・附属校 | 授業研究 実践参画 課題解決実践 ポートフォリオ作成 |
| アクションリサーチ 宝地研究 | 3 | 2 年次 (学部卒) | 9-12月 | 4 カ月 (合計 15 日以 上) | ・連携協力校 ・附属校 | 授業研究 実践参画 課題解決実践 ポートフォリオ作成 |
| 実地研究IV | 3 | 2 年次(現職教員) | 9-12月 | 4 カ月 (合計 15 日以 上) | ・所属校 ・連携協力校 ・附属校 | 授業研究 実践参画 課題解決実践 ポートフォリオ作成 |

研究者教員・実務家教員の両者は、指導教員として、メンター(実習校の熟達教員)と密接に連絡を取りあって指導する協働的指導体制を学生個々のニーズに合わせて構築する。これによって、学生が、大学における理論に関する学修と実習における実践的学びとを関連づけ、生涯学び続ける教員となるように、指導していく。

【アクションリサーチ実地研究協働的指導体制構造図(教育実践開発コース)】



「アクションリサーチ実地研究 $I \cdot II$ 」(1年次)においては、学部卒学生は、学部段階における教育実習を通じて得た学校教育活動に関する基礎的な理解のうえに、一定期間にわたり、教科指導・生徒指導・学級経営をはじめ学校の教育活動全体について総合的に体験することを通して、大学において課題追究や実践後の省察を深める「アクションリサーチ・セミナー」とそこでの知見に基づく実践を学校現場にあって展開し検討する「アクションリサーチ実地研究」とを連動する形態での授業展開を図り、理論と実践の融合の意味と意義を実感し、理論知を実践知に変換する資質と能力を獲得する。

現職教員学生は、教科指導・生徒指導・学級経営等に関して自ら企画・立案した解決策を実験的に体験・経験することをめぐって、「アクションリサーチ・セミナー」と「アクションリサーチ実地研究」とを関連づけながら行う形態での授業展開を図ることによって、学校における課題に取り組む実践研究をリードする推進者として主体的に学校における実践研究に取り組む実践者としての資質能力を高める。

実習期間中は、指導教員である研究者教員と実務家教員とが、指導学生の実習校に 定期的に出向き指導するとともに、校内研修等に参加し、メンターとともに実習校の 課題に向き合って、「探究・創造・協働の学び」をキーワードに実習校の課題解決に向 け、指導・支援する。

「アクションリサーチ実地研究Ⅲ・Ⅳ」(2年次)においては、「アクションリサーチ・セミナー」と「アクションリサーチ実地研究」とを関連づけながら行う形態での授業展開を基盤にして、学部卒学生、現職教員学生は、それぞれ次のような目的のもとに「学校における実習」に取り組む。すなわち、学部卒学生は、長期間にわたり、教科指導・生徒指導・学級経営等の課題や問題に関し自ら企画・立案した解決策を実験的に体験・経験することによって、学校における課題に主体的に取り組むことのできる資質能力を高めることを目的とする。現職教員学生は、課題解決のための実践研究を、長期間にわたり原則として所属校において行うことにより、教育課題を解決する実践力を育成することを目的とする。指導教員である研究者教員と実務家教員によ

る事前事後指導,所属校での実習を行い,RV-PDCA サイクルに基づく実習の評価改善を行う。現職教員学生は、実習をポートフォリオにまとめ提出する。

実習期間中は、指導教員である研究者教員と実務家教員とが、指導学生の実習校に 定期的に出向き指導するとともに、校内研修等に参加し、メンターとともに実習校の 課題に向き合って「探究・創造・協働の学び」をキーワードに実習校の課題解決に向 け、指導・支援する。

現職教員学生の実習水準を確保するために、4月下旬に指導教員である研究者教員と実務家教員とが現職教員の所属校を訪問し、1年間の日程、実習内容等の具体的な打合せを行い、実習計画・確認書を作成する。所属校において指導教員である研究者教員と実務家教員と、メンター、現職教員学生による〈第1回実習セミナー〉を開催し、実習の目的、内容、今後の動きについて説明し、実習を開始する。その後、〈実習セミナー〉を随時開催し、指導教員である研究者教員と実務家教員とが所属校に出向いて指導する。実習修了期に指導教員である研究者教員と実務家教員とが現職教員学生の所属校に出向き、現職教員学生、メンターと振り返りを行う。実習が終わったら実習記録を所属校に提出し、実習計画・確認書において確認をとる。実習日程は、実習校の行事等に合わせて柔軟に対応する。

実習修了後、現職教員学生の所属校より実習計画・確認書と実習記録が送られる。 実習生は実習のポートフォリオを提出する。

実習の2年間の流れは以下のとおりである。1年次の4月に学生個々人に応じた「学修カルテ」を作成し、学生の実習希望に応じながら、実務家教員を中心に指導教員は、実習校との連絡調整を行い、実習校の管理職やメンターの深い理解と協力のもと、実習校を決定し、実習計画を作成する。実習の日程は、実習校の管理職、メンターと協議し、柔軟に対応する。1年次の2月に次年度の実習希望を調査する。それに基づいて、指導教員である実務家教員が中心となって実習校との連絡調整を行い、次年度の実習校の内諾を得る。学校の事情を鑑み、次年度の4月当初に再度実習校の連絡調整を行い、実習校を決定する。なお、現職教員学生の2年次の実習は、原則として所属校で行うこととする。

| 学 | | 教育実践開発コース | | | | |
|--------|--------------|----------------------------------|----------------------------------|--|--|--|
| 年 | 月 | (学部卒学生) | (現職教員学生) | | | |
| | 4 月 | 研究テーマの設定 実習希望調査 | 研究テーマの設定 実習希望調査 | | | |
| | 5 月 | 実習校の調整 (附属校/連携協力校) | 実習校の調整 (附属校/連携協力校) | | | |
| 1 年 | 6-7 月 | アクションリサーチ実地研究 I (附属校または連携協力校) | アクションリサーチ実地研究 I (附属校または連携協力校) | | | |
| | 8月上旬 | | | | | |
| | 8 月中旬 -下旬 | | | | | |

| | 9月 上-中旬 | アクションリサーチ実地研究Ⅱ (附属校または連携協力校) | アクションリサーチ実地研究Ⅱ (附属校または連携協力校) |
|---|------------|----------------------------------|---------------------------------|
| | 10-11 月 | | |
| | 12-1 月 | | |
| | 2 月 | 2年次実習希望調査 | |
| 2 | 5-8 月 | アクションリサーチ実地研究Ⅲ (附属校または連携協力校) | アクションリサーチ実地研究Ⅲ (原則として所属校) |
| 年 | 9-12 月 | アクションリサーチ実地研究IV (附属校または連携協力校) | アクションリサーチ実地研究Ⅳ (原則として所属校) |

学生の実習校への配属数は、「アクションリサーチ実地研究 $I \cdot II$ 」(1年次)では、類似する授業実践研究テーマに沿って、1校に複数人ずつ配置し、協働の学びができるようにする。「アクションリサーチ実地研究 $III \cdot IV$ 」(2年次)では、学部卒学生については、学生の授業実践研究テーマと連携協力校の実情を勘案し、創造の学びができるように1校に1~2人ずつ配置することとする。現職教員学生は、原則として所属校で実習する。実習生数と連携協力校数(見込み)は以下のとおりである。

実習生数と連携協力校数(見込)

| 科目名 | 学年 | 実習生数 | 実習校数 | 実習内容 |
|-------------|----|----------|----------|-----------------|
| アクションリサーチ実地 | 1年 | %/1 OE ↓ | 15~20 校 | 観察・体験・授業研究が中心 |
| 研究Ⅰ・Ⅱ | 次 | ポリ Z O 八 | 15~20 校 | 観祭・14級・1文表研先が中心 |
| アクションリサーチ実地 | 2年 | 約 25 人 | 20~25 校 | 授業研究・実践参画が中心 |
| 研究Ⅲ・Ⅳ | 次 | 水江 45 八 | ZU'~Z5 校 | 1文未切九・夫岐参四が中心 |

「アクションリサーチ実地研究 $I \cdot II$ 」及び学部卒学生が受講する「アクションリサーチ実地研究 $II \cdot IV$ 」は、大学における事前指導、現場における実地研究、大学における事後指導からなる。

| 大学における事前指導 | ・実務家教員を中心に指導教員は、実地研究の意義や心構え、実習内容の解説等 |
|------------|--------------------------------------|
| | の指導を行う。 |
| | ・メンターと指導教員である研究者教員・実務家教員との協議のうえ、実習内容 |
| | 等の調整を図る。 |
| 現場における実地研究 | ・メンターの指導のもと、学校現場での事前指導、現場実習、事後指導を含む実 |
| | 地研究を行い, ポートフォリオを作成する。 |
| | ・実習期間中,指導教員である研究者教員・実務家教員はメンターと一緒に学生 |
| | の観察を行うとともに、メンターと連携・協力して学生への支援・助言・指導を |
| | 行う。 |
| 大学における事後指導 | ・学生はポートフォリオをまとめレポートを作成する。 |
| | ・学生は、実習についての振り返りを行い、自己の学びについて指導教員である |

研究者教員・実務家教員と協議を行う。

「アクションリサーチ実地研究」におけるそれぞれの主となる役割は次のとおりである。但し、それぞれの役割は連携・協働して遂行される。

| 学生 | ・教室内、学校内でのあらゆる教育活動への従事 | | | | |
|------|---------------------------------------|--|--|--|--|
| | ・教育研究の実践 | | | | |
| | ・連携協力校等における〈実習セミナー〉への参加 | | | | |
| | ・専門的な成長に関する継続的内省と記録 | | | | |
| メンター | ・ 連携協力校等のカリキュラムや諸手続きなどの説明 | | | | |
| | ・実習生が従事する教育活動に関する助言,支援,指導 | | | | |
| | ・実習生の評価 | | | | |
| 指導教員 | ・大学と連携協力校等との好意的な関係の維持 | | | | |
| | ・連携協力校等へ出向いての実習生が従事する教育活動に関する助言,支援, | | | | |
| | 指導 | | | | |
| | ・実務家教員には、特に、〈実習セミナー〉のカリキュラムや授業の手続きなど | | | | |
| | の説明 | | | | |
| | ・実習成果発表会の企画・運営 | | | | |
| | ・実習生の成長に関する観察記録の作成と評価 | | | | |
| | ・研究者教員には、特に、連携協力校やメンター候補者の推薦(メンターの選 | | | | |
| | 定は各教育委員会に委嘱) | | | | |
| | ・実習授業及び教育活動に関して省察する〈実習セミナー〉の実施 | | | | |
| | ・メンターと指導教員間の意見調整 | | | | |
| | ・「アクションリサーチ実地研究」の最終的な評価を指導教員である研究者教員・ | | | | |
| | 実務家教員が協議のうえで実施 | | | | |

「実地研究」の評価においては、実習生のポートフォリオ、メンターの評価等をも とに、指導教員である研究者教員と実務家教員とが協議のうえで、総括的に最終評価 を行う。

3 単位認定等の評価方法

- (1) 学校マネジメントコース
 - 1) 評価の対象

ア「アクションリサーチ実地研究 I (教育行政職実務)」「アクションリサーチ実 地研究 II (学校管理職実務)」

- ① 実務の状況・姿勢
- ② 実務中のポートフォリオとプレゼンテーション
- ③ レポート, 今後の職能成長の自己プラン

イ「アクションリサーチ実地研究Ⅲ(所属校実践)・Ⅳ(所属校実践)」

- ① 学校における学校づくり・学校改善の実践状況やリーダーシップの状況
- ② 個人・組織にもたらした変化
- ③ 学校づくり・学校改善の RV-PDCA サイクルのポートフォリオ

2) 評価の過程

- ① 指導教員である研究者教員と実務家教員は、実習中に定期的に、実務・実践の観察、実習生との面談及びメンター(校長、教育委員会職員)と協議を行い、 実習生の全般的な状況と成果を話し合う。
- ② メンター(校長,教育委員会職員)は、実務・実践の状況・姿勢や個人・組織にもたらした変化をもとに実習の評価を行う。
- ③ メンターによる実務の評価をもとに、実務中のポートフォリオ、実務後のレポート等、メンターとの協議、実習生との面談及び実習の観察を含めて、指導教員である研究者教員と実務家教員とが協議のうえで総括的に最終評価を行う。

3) 到達目標と評価規準

目標 $1 \sim 5$ は、学校マネジメントコース全体の到達目標と評価規準である。その うち、「アクションリサーチ実地研究 I (教育行政職実務)」「アクションリサーチ実地研究 I (学校管理職実務)」の到達目標・評価規準は、 \bigcirc 印である。

「アクションリサーチ実地研究Ⅲ (所属校実践)・Ⅳ (所属校実践)」の到達目標・評価規準は、●印である。

- 【目標1】学校マネジメントの各職務に関する基本的な知識を備えている。
 - ・管理運営について理解している。
 - ・地域・家庭・行政等との連携について理解している。
 - ・教職員の人材育成について理解している。
 - 組織づくりについて理解している。
 - ・教育活動の指導・経営について理解している。
 - ・ビジョンの形成について理解している。
- 【目標2】自らと組織の「使命(ミッション)」を追求する姿勢とそれを支える「教育・学校に関する識見」を備えている。
 - ○●教育者としての熱意と姿勢をもっている。
 - ○●スクールリーダーとしての広い視野と高い視座をもっている。
 - ○●スクールリーダーとしての自己の使命を自覚している。
- 【目標3】「なぜ・何のために」と自らに問い、省察的に学び続けることができる。 ・一度固まった知識の塊をほぐし、必要のないものを捨て、知識を組み なおす姿勢をもっている(unlearn)。

- ○●自らの課題を自覚し、改善に向かう姿勢をもっている。
- 【目標4】「探究・創造・協働の学び」を促進するリーダーシップを発揮できる。
 - ○●創造的な企画力や先見性を発揮している。
 - ○●学校全体への総合的な視点・構造的な理解をもってマネジメントを 行っている(筋を通す)。
 - ●人々を巻き込み,一定のアクションにつなげることができる(個人と 組織に一定の変化をつくることができる)。
 - ●教職員の自律性や創意工夫を生かす仕組みづくりを行っている(文化の創造)。
 - ○●学校づくりのための指導的評価活動(価値づけ)ができる。
- 【目標5】学校づくり・学校改善等に関するアクションリサーチができる。
 - ●RV-PDCA サイクルにより、学校改善に結びつけることができる。
 - ・理論と実践を往還し、自らの実践・経験を理論的に価値づけることができる。

(2) 教育実践開発コース

実習生に対する評価は、目標に到達しているかどうかという点から、以下のように 行う。

1) 評価の対象

- ① 実習生によって行われた授業
- ② 連携協力校における生徒指導,特別活動,学級経営などでの指導状況
- ③ 教師としての資質・能力等の到達度

2) 評価の過程

- ① 連携協力校のメンターは、実習生と定期的に面談し、成果や指導などについて 評価し、記録する。
- ② 指導教員である研究者教員と実務家教員は、実習生を観察する度に、行われた 実践研究に特化して話し合いを行い、記録する。
- ③ 実習中に2回程度,指導者の三者間協議を行い,実習生の全般的な成果を話し合う。
- ④ 最後に、実習生のポートフォリオ、メンターの評価等をもとに、指導教員である研究者教員と実務家教員とが協議のうえで最終評価を行う。

3) 到達目標と評価規準

(※ 評価規準は、各実習生の「学修カルテ」に基づき、連携協力校の実情に合わせて 弾力的に運用する。)

- 【目標1】 「探究・創造・協働の学び」を推進する新たな単元や教材,指導法を開発することができる(授業開発力)
 - ・適切で妥当な教材や指導法を選択することができる。
 - ・新たな単元、教材、指導法などを開発することができる。
- 【目標2】 学習や発達に関する理解を統合した高度な授業実践ができる(授業実践力)。
 - ・アクティブ・ラーニングを効果的に授業に取り入れることができる。
 - ・児童生徒の参加や達成状況に合わせて指導計画を調整することができる。
 - ・児童生徒の発達の段階に即した指導ができる。
 - ・TTや少人数指導、習熟度別指導などさまざまな形態で指導することができる。
- 【目標3】 児童生徒の学習を適切に評価することができる(学習評価力)。
 - ・妥当な評価規準を設定して評価することができる。
 - ・適切な評価方法を選択して評価することができる。
 - ・学習結果をフィードバックして, 更なる学習の促進を支援することができる。
- 【目標4】児童生徒を理解し、共感的な信頼関係を築いて指導することができる(生 徒指導力)。
 - ・児童生徒の興味、関心、多様なニーズなどを理解することができる。
 - ・児童生徒の問題解決、批判的思考に積極的に関与することができる。
 - ・児童生徒との高い信頼関係(rapport)を築くことができる。
- 【目標5】 学級経営などを計画的に実践することができる(学級経営力)。
 - ・学級経営案を立案することができる。
 - ・学級活動・ホームルームや学校行事を効果的に実施することができる。
 - ・好ましい教室環境づくり、学級集団づくりを行うことができる。
 - 保護者とのコミュニケーションを適切に行うことができる。
- 【目標 6 】 専門的な教育者としての資質や能力を伸ばすことができる(教育者としての資質・能力)。
 - ・国や都道府県の教育政策を理解したうえで、学校現場の課題を見出し、 解決しようとする態度がある。
 - ・アクションリサーチによる実践的研究を遂行することができる。
 - ・新たな情報通信技術(ICT)を授業に活用することができる。
 - ・児童生徒,保護者や地域住民,同僚などと円滑で効果的なコミュニケーションを図り,新しい学校づくりに主体的に参画することができる。

XX 教育課程連携協議会について

1 教職開発専攻(教職大学院)について

(1) 教育課程連携協議会の設置

専門職大学院設置基準の一部改正により、専門職大学院における教育課程の編成方針として、産業界等との連携による授業科目の開設や、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえた授業科目の開発、当該状況の変化に対応した教育課程の構成等の不断の見直し、そのための適切な体制の整備等に関する事項が追加された(第6条)。これにより、専門職大学院に、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けることとなった。ただし、設置基準上の教育課程連携協議会であることが学内規定等により明らかにされていれば、その名称は必ずしも「教育課程連携協議会」としなくても差し支えないこととされている。広島大学教職開発専攻(教職大学院)においては、従前より教育課程に関わる協議の場として、四者連絡協議会を設置し、広島県教育委員会、広島市教育委員会、東広島市教育委員会と協議を行ってきた。そこで、本学教職大学院においては、四者連絡協議会が、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号。以下「設置基準」という。)第6条の2第1項に規定する教育課程連携協議会の役割を担うものとした。本学教職大学院においては、産業界等を、広島県教育委員会、広島市教育委員会、東広島市教育委員会とする。

四者連絡協議会は、各教育委員会と教職大学院との連携による、授業科目の開発及び開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項、授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項について審議し、広島大学大学院人間社会科学研究科長(以下「研究科長」という。)に意見を述べるものとする。

設置の規則については、「教育課程連携協議会設置要綱(資料14)」を参照

(2) 構成と会議等

四者連絡協議会においては、上述したように授業科目の開発及び開設その他の教育 課程の編成に関する基本的な事項、授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本 的な事項及びその他の実施状況の評価に関する事項の3点について審議することが明 記されている。それに適した委員として、各教育委員会において教育長の指名した者 をもって構成することとした。

四者連絡協議会は、次に掲げる委員で構成し、第1号から第3号までの委員をそれぞれ1人以上含むものとする。(1) 研究科長が指名する教員その他の職員若干人 (2) 設置基準第6条の2第2項第2号に該当する各教育委員会の教育長が指名する者若干人 (3) 設置基準第6条の2第2項第3号に該当する各教育委員会の教育長が指名する者若干人 (4) 研究科長が必要と認める本学の職員以外の者若干人。これらの委員の過半数は、本学の教員その他の職員以外の者でなければならない、と定めている。

教育課程連携協議会構成員については,「教職開発専攻教育課程連携協議会構成員名簿(資料15)」を参照

教育課程連携協議会構成員の就任承諾書については、「教職開発専攻教育課程連携協議会就任承諾書(資料16)」を参照

教育課程連携協議会構成員の役割については、「教職開発専攻教育課程連携協議会構成員の役割(資料17)」を参照

四者連絡協議会は、年1回開催するが、この下部組織として協力会をおき、研究科長の諮問や構成員の求めや活動状況に応じて随時必要な情報を交換したり、会議を開催したりできる体制をとっている。このように不断の見直しを行うための適切な体制としている。

(3) 産業界との連携

今後,グローバル化,少子化,情報化等複雑に変化していく社会の中で,どのような状況の変化にも対応しうる汎用的な知識・技能・態度を備え,高度な専門的職業能力を有し,新たな技術や技能を素早く修得し,変化に対応し続ける人材が求められている。そのためには質の高い実践的な職業教育を充実させていくことが必要である。教育委員会からのニーズを把握し,最新の知識・技術・技能等をカリキュラム編成に迅速に反映することが重要となる。将来必要となる知識や技能の教育にも対応していく。

2 実務法学専攻(法科大学院)について

(1) 教育課程連携協議会の設置

法科大学院の教育課程は、プロセスとしての法曹養成の中核的教育機関として、法曹養成に特化した専門職大学院に相応しい教育のレベル・内容・方法をもって理論と実務とを段階的に架橋するよう編成されるとともに、法曹を取り巻く社会状況等の変化に対応した見直しを行うことを要する。そこで、法曹としての実務経験者や企業・地方公共団体等で法的課題の解決等を担当する者等と連携して教育課程の編成をするために、学長のもとに「教育課程連携協議会」を設置する。当協議会は、法曹界、産業界及び地域社会との連携による授業科目の開発・開設、その他の教育課程の編成に関する基本的な事項、法曹界、産業界及び地域社会との連携による授業の実施、その他の教育課程の円滑かつ効果的な実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項、その他教育課程及びその自己点検・評価に関する重要事項について審議し、学長の諮問に応じて意見を述べるものであり、学長はこれを勘案しつつ教育課程の編成にあたる。

設置の規則については、「実務法学専攻教育課程連携協議会細則(資料18)」を参 照

(2) 構成と会議等

法曹界における人材の専門性に関する動向、社会及び地域における産業振興や産業の成長に伴い生ずる法的課題の解決に求められる高度専門知識及び実務能力等を十分に把握・分析した上で、専門職大学院としての法曹養成プロセス教育を展開するに相応しい授業科目の開設又はカリキュラムの改善、授業内容や方法の改善・工夫を行う等、弁護士会、企業、地方公共団体等の現場の意見を生かし、より実践的かつ専門的な教育を実施できるよう努めていくため、専門職大学院設置基準第6条の2に従い構成員を選任している。

教育課程連携協議会構成員については、「実務法学専攻教育課程連携協議会構成員名簿(資料19)」を参照

教育課程連携協議会構成員の就任承諾書については、「実務法学専攻教育課程連携協議会就任承諾書(資料20)」を参照

本学の教育課程連携協議会の構成は、① 学長が指名する教員その他の職員(以下、「教職員」という。)2人、② 当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動する者の関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者(以下、「職業」という。)1人、③ 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者(以下、「地域」という。)3人(②と③との複数該当者1人を含む)、④ 当該専門職大学院の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認める者(以下、「その他」という。)3人の合計8人で、そのうち6人(過半数)が本学の教職員以外の者で構成している。構成員は大学が養成する人材像につき法曹としての専門性やこれを巡る社会動向等について必要な知見・経験を有し、教育課程の編成に対して適切な意見等が把握・分析できると客観的に認められる者を選任した。これらの構成員の任期は2年である。別添資料にて教育課程連携協議会の各区分の委員に対しどのような知見・役割を期待するのか説明する。

教育課程連携協議会構成員の役割については、「実務法学専攻教育課程連携協議会構成員の役割(資料21)」を参照

現代社会における構造の変化が複雑化し、錯綜した利益対立による紛争等が先鋭化するなかで、法的課題に直面する法曹界や(地域)社会が求める人材を的確に養成できる教育課程の編成・見直しが求められており、法科大学院と法曹界等が、日頃から求める高度な専門的知識と創造的な紛争解決能力を備えた法曹像を共有し、実践的な能力の育成を強化することが必要である。さらに、企業等の協力を得てより実践的な教育環境を構築していくことも重要である。教育課程連携協議会は、法曹界、企業及び地域社会との連携による授業科目の開設などの教育課程の編成に関する基本的な事項、産業界及び地域社会との連携による授業の実施などの教育課程の実施に関する基本的な事項やその実施状況の評価に関する事項について審議する。

本学の教育課程連携協議会は、原則として前期(第1・2ターム)終了時(9月) と後期(第3・4ターム)終了時(3月)に年2回定例開催するが、学長の諮問や構 成員の求めや活動状況に応じて随時必要な会議を開催できることしており、不断の見 直しを行うための適切な体制としている。

(3) 産業界との連携

本学では、外部評価委員会、企業・地方自治体等との懇談会を通じて、法曹養成教育の在り方や広島における法曹の役割に相応しい人材の養成等について法的課題と対峙する現場に携わる方々の意見を聞き、それを反映させる教育の在り方などにつき継続的に意見を交換して、授業科目の開設や授業方法の改善・工夫を行い法曹養成教育のブラッシュアップに努めてきた経験と実績がある。これらの意見交換の場を「教育課程連携協議会」へと発展させることにより法曹界等との連携の役目を果たす組織として機能を十分に発揮することが可能である。